第３期
八街市子ども・子育て支援事業計画

〔令和7年度～令和11年度〕

緑豊かに心豊かに健やかに
ともに支えあい安心して暮らせる八街

令和７年３月
八街市

ご あ い さ つ

近年、本市を取り巻く環境は、全国的な人口減少・少子高齢化の問題に加えて、地球温暖化と自然災害の甚大化など、めまぐるしく変化しています。

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家族の増加など、社会情勢が変化する中で、子育て世代のニーズも多様化してきております。

こうしたこどもに関する課題を総合的に取り組むため、令和５年４月にこども家庭庁が発足し、こどもの権利を守り、こどもが健やかに育つための基本理念や方針を定めた、こども基本法が施行され、国全体で子育て支援を強化する体制が構築されました。

本市では、令和２年３月に「第２期八街市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが質の高い教育・保育を受けられる環境の整備や、安全かつ安心してこどもを産み育てられる環境の整備に取り組んでまいりました。

このたび、第２期計画の改定時期を迎え、国の動向や、これまでの本市の取組みの成果、課題などを整理し、更なる子育て支援の充実を図るため、令和７年度から令和 11 年度までを計画期間とした「第３期八街市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、「子どもが心豊かに健やかに育つまち」という基本理念のもと、「子どもの育ち」と「子育て家庭と親の育ち」を地域社会全体で支え、八街市の次代を担う全てのこどもたちが希望を持って健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、子育て環境の充実に努めてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました八街市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、子育てに関するニーズ調査やパブリックコメント等にご協力いただきました多くの皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和７年３月

八街市長　北村　新司

目　　次

第１章　計画の概要 1
第１節　計画の背景と目的 1
第２節　計画の位置付け 1
第３節　計画の期間 2
第４節　子ども・子育て支援制度の概要 2
第５節　計画策定体制 4
第２章　八街市の現状 5
第１節　子育て家庭を取り巻く環境 5
第２節　住民ニーズ調査からみた八街市の子育て環境について 10
第３節　保育施設・幼稚園・認定こども園等の状況 23
第３章　計画の基本的な考え方 25
第１節　基本理念 25
第２節　基本方針と体系 26
第４章　施策の展開 29
第１節　量の見込みの算出 29
第２節　教育・保育提供区域の設定 31
第３節　教育・保育の量の見込みと確保方策 32
第４節　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 36
第５節　学童期における子どもの放課後の居場所づくり 48
基本方針１　子ども自身の育ちを支えるまち 53
１．質の高い教育・保育の総合的な提供 53
２．子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 55
基本方針２　子育て家庭と親の育ちを支えるまち 58
１．子育ての支援 58
２．母子保健の充実 63
基本方針３　子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち 67
１．要保護児童へのきめ細かな取組みの推進 67
２．子育てと仕事の両立のための支援 71
第５章　計画の推進体制 72
第１節　計画の推進体制 72
資料編 73
第１節　八街市子ども・子育て会議設置条例 73
第２節　第３期八街市子ども・子育て支援事業計画策定の経過 75
第３節　子ども・子育て会議委員名簿 76
第４節　用語解説 77

第１章　計画の概要

第１節　計画の背景と目的

本市では、令和２年３月に「子どもがいつも輝いて明るく健やかに育つまち」を基本理念に「第２期八街市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第２期計画」という）を策定し、「幼児教育・保育の無償化」をはじめ、計画の実現に向けて取り組んでまいりました。

国においては、第２期計画期間中において、近年の子どもと家庭を取り巻く環境の大きな変化に対し、令和５年４月、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。また、同年 12 月には「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、行政を始め、地域社会全体で子どもたちの成長を支援していくことが示されました。

本計画は、第２期計画の改定時期を迎え、国の新たな制度・体制下における法制度の改正や国の方向性のほか、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇、共働き世帯、核家族世帯の増加に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するために策定するものです。第２期計画期間中の取組みの進捗状況や課題を整理し、幼児期の学校教育･保育及び地域子ども･子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容及びその時期などを定めて、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に策定します。

第２節　計画の位置付け

１　計画の位置付け

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化した仕組みの構築を目指すものです。

策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえると同時に、「次世代育成支援対策推進法」第８条に基づき市町村が策定することができる「次世代育成支援行動計画」としても位置付けられ、子ども・子育て支援に関するさまざまな施策の体系化を進めます。

２　他の計画との関係

本計画は「八街市総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、八街市地域福祉計画を上位計画とする八街市における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、教育・健康・福祉分野の各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。

第３節　計画の期間

本計画は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間を計画期間とします。

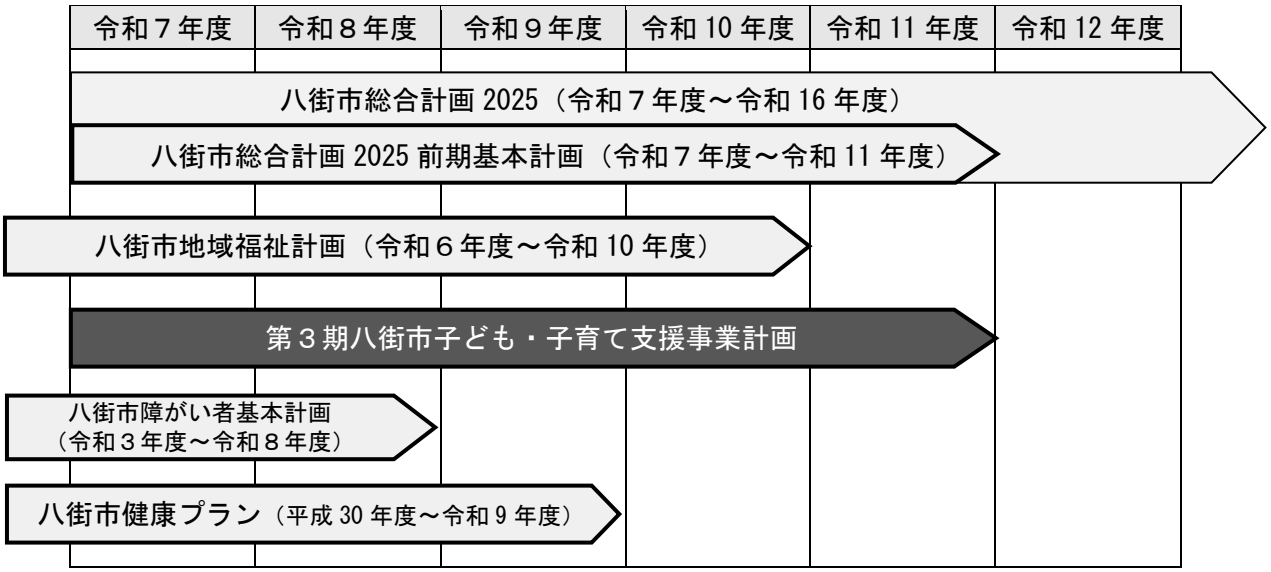

第４節　子ども・子育て支援制度の概要

１　子ども・子育て支援制度の全体像

「子ども・子育て支援制度」は大きく「子ども・子育て支援給付事業」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれますが、主なポイントは「保育の量的拡大・確保」「認定こども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

①子ども・子育て支援給付事業

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

●施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」の教育・保育施設です。施設型給付は、次の２つの給付構成が基本となっています。

ア. 満３歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

イ. 満３歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

●地域型保育給付

新制度では定員が 19 人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の４種類から構成されます。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で交付金の対象となる事業が 19 事業定められています。

子どものための教育・保育給付

認定こども園 幼稚園 認可保育所 ＝施設型給付の対象	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育 ＝地域型保育給付の対象

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業
③子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業
⑥子育て短期支援事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
⑧一時預かり事業
⑨延長保育事業
⑩病後児保育事業（病児保育事業）
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
⑫子育て世帯訪問支援事業
⑬児童育成支援拠点事業
⑭親子関係形成支援事業
⑮妊婦等包括相談支援事業
⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
⑰産後ケア事業
⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2　保育認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。認定は次の１～３号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
１号認定	満３歳以上の学校教育のみ又はこども園の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園（幼稚園枠）
２号認定	満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども又はこども園を利用する保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園（保育園枠）
３号認定	満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園（保育園枠） 地域型保育事業

第５節　計画策定体制

１　八街市子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法において市町村に設置することが努力義務化されている「審議会その他の合議制の機関」として「八街市子ども・子育て会議」を設置しました。

２　住民ニーズ調査

計画の策定に先立ち、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、令和６年４月に郵送による住民ニーズ調査を行いました。

調査名	対象者	有効回収数 （有効回収率）
就学前児童調査	就学前児童の保護者 1,000 人	381 （38.1%）
小学生調査	小学生の保護者 1,000 人	387 （38.7%）

３　パブリックコメント

計画素案に対して、住民の皆さまから幅広く意見をいただくために、令和７年１月 15 日から令和７年２月 17 日までパブリックコメントを実施しました。

第２章　八街市の現状

第１節　子育て家庭を取り巻く環境

１　人口の推移と少子化の動向

ア．総人口と年齢３区分別人口の推移

総人口は令和２年の 69,169 人をピークに減少しており、令和６年は、66,750 人となっています。年齢３区分でみると生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（０～14 歳）は、総人口と同じく令和２年がピークなのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は増加が続いています。

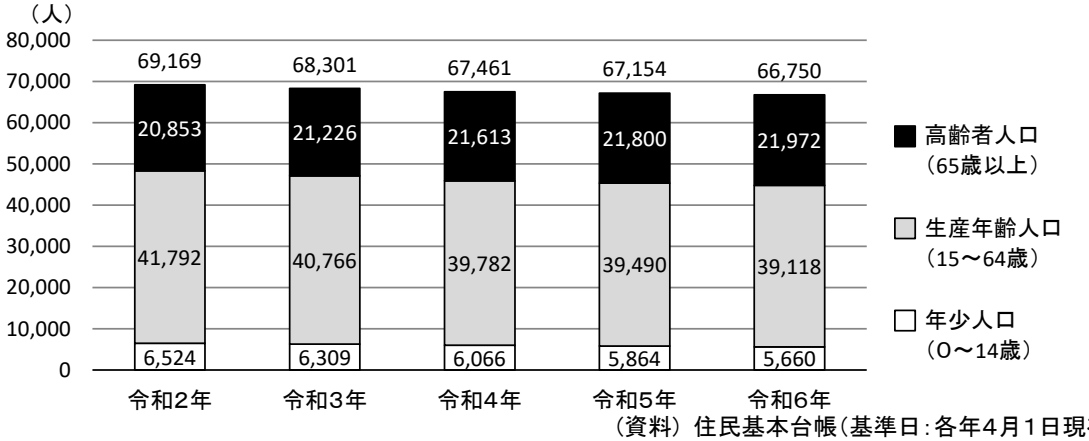

（資料）住民基本台帳（基準日：各年4月1日現在）

年	年少人口（%）	生産年齢人口（%）	高齢者人口（%）
令和2年	9.4	60.4	30.1
令和3年	9.2	59.7	31.1
令和4年	9.0	59.0	32.0
令和5年	8.7	58.8	32.5
令和6年	8.5	58.6	32.9

（資料）住民基本台帳（基準日：各年4月1日現在）

イ．年少人口の推移

年少人口は、平成７年の 13,285 人をピークに減少が続いており、令和２年には 6,295 人となっています。構成比は、継続して減少傾向にありますが、平成 17 年までは、県及び全国と比較すると本市はやや上回って推移してきました。令和２年には本市が 9.3%、県が 11.7%、全国が 11.9%と年少人口は、全国や県よりも低い構成比となっています。

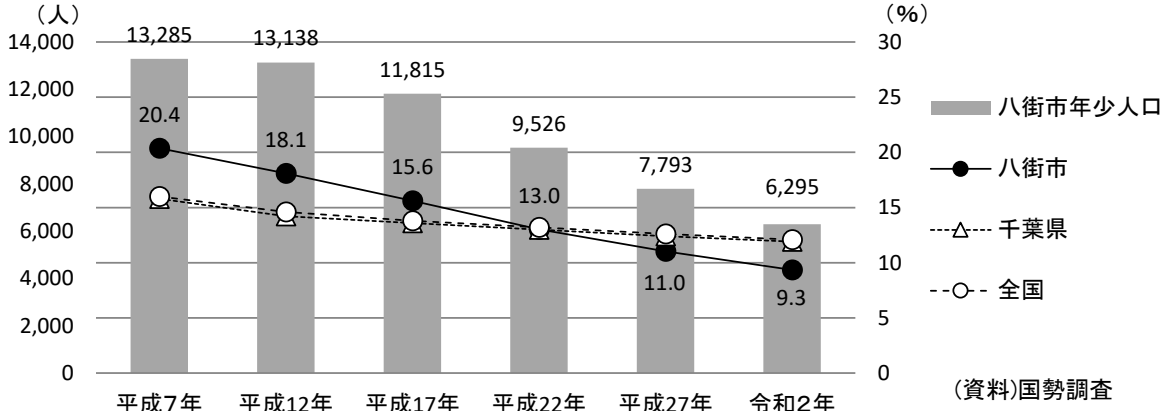

（資料)国勢調査

※年少人口及び構成比は、年齢不詳を含みません。平成 27 年、令和2年については、不詳補完値により算出しています。

ウ．合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数）は、県及び全国を下回って推移しています。

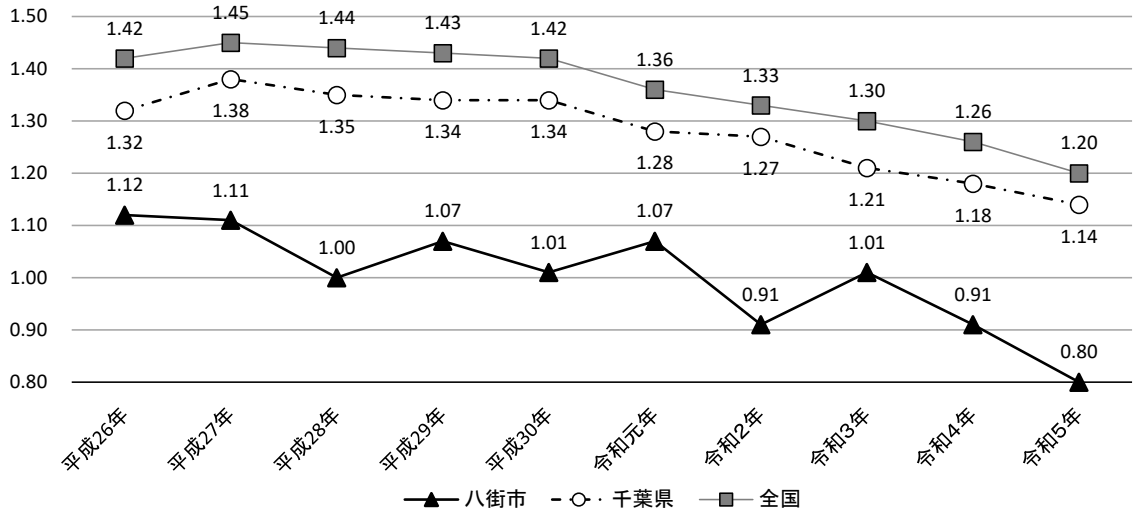

（資料）千葉県衛生統計年報

エ．母の年齢別出生割合

母の年齢別出生割合については、本市では25～29歳が最も多く、近年は30％台前半であることに対し、県は20％後半となっています。また、20～24歳も県が１割以下なのに対し、本市は１割を超えるなど、本市は比較的若い世代の母親が多いことがわかります。

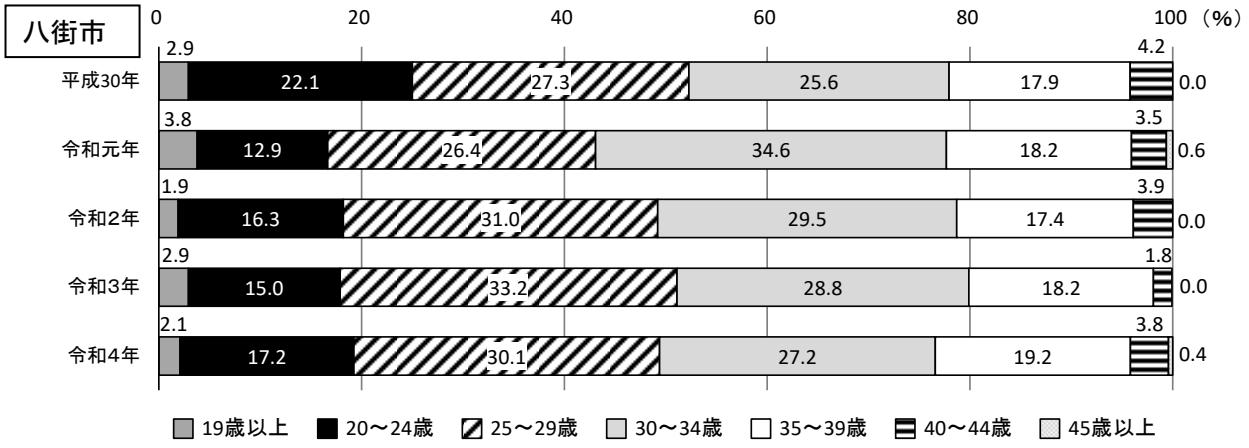

（資料）千葉県衛生統計年報

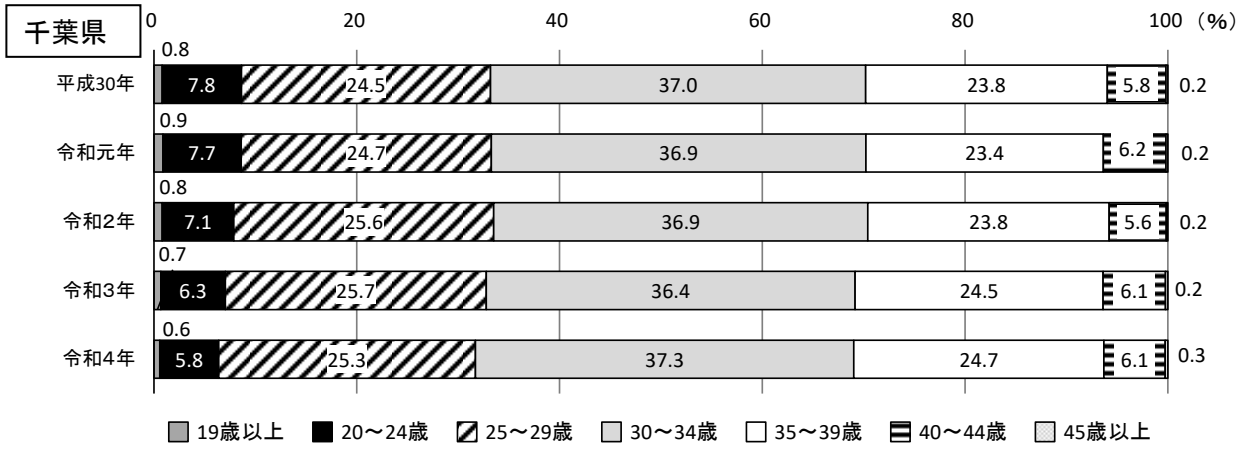

（資料）千葉県衛生統計年報

オ．未婚率

未婚率を平成 27 年と令和２年で比較すると男性、女性とも、いずれの年齢区分も令和２年が上回っています。特に 40 歳以上の未婚率が高まっており、男性では 10.8 ポイント、女性では 4.6 ポイント増加しています。

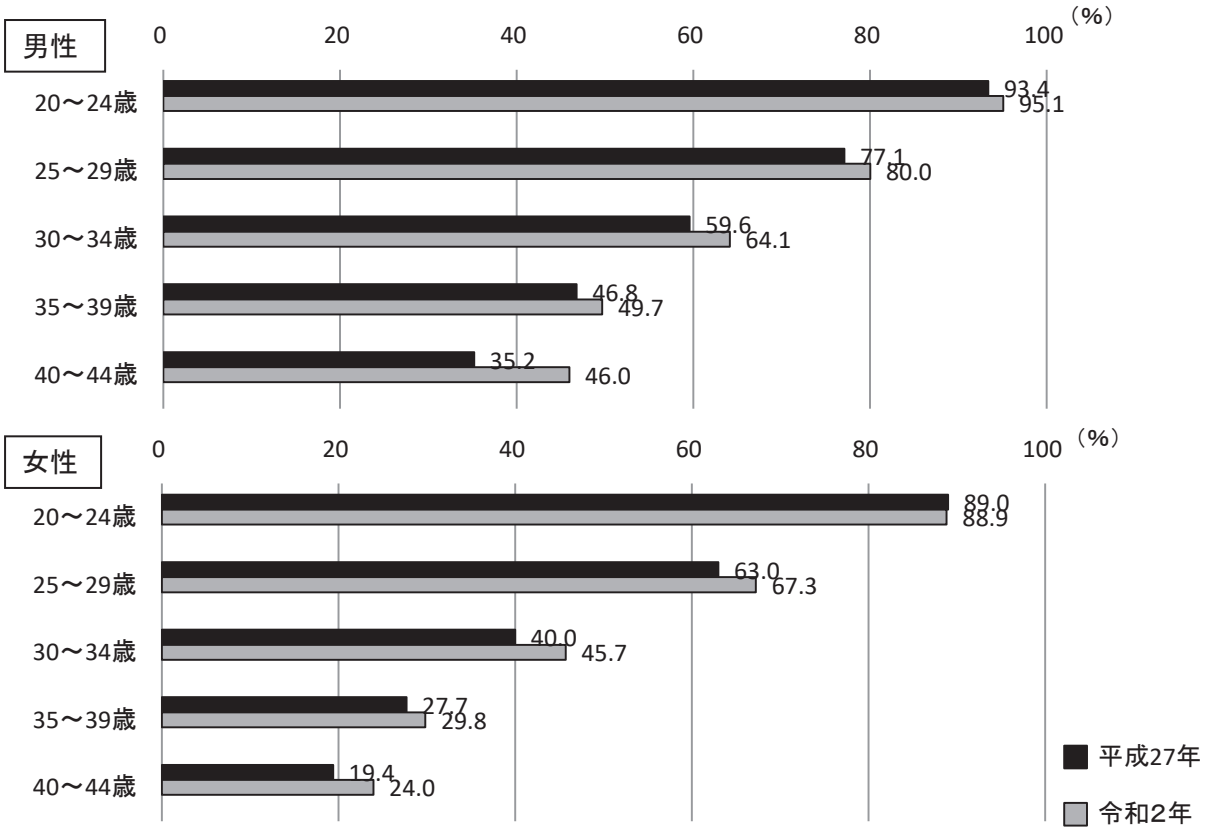

（資料)国勢調査

カ．婚姻率・離婚率

本市の婚姻率（人口千人あたり件数）は県及び国を下回って推移しているのに対し、離婚率（人口千人あたり件数）は県及び国を上回る推移となっています。

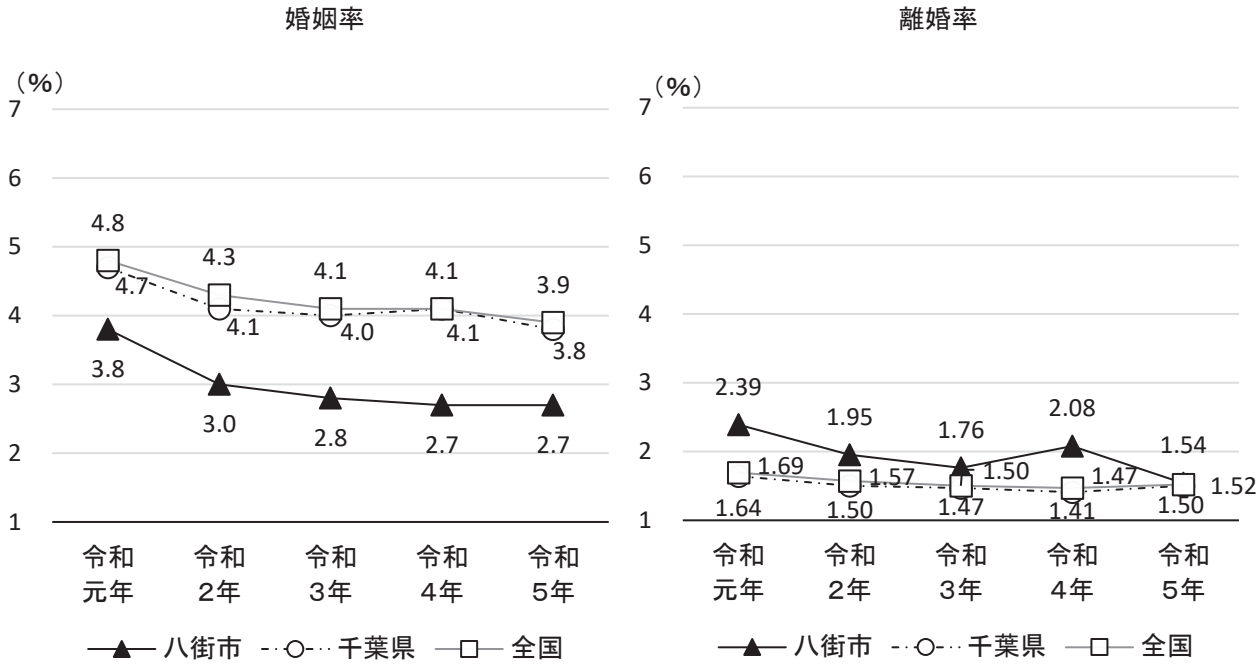

（資料)千葉県衛生統計年報

2　家族の形態と女性の就労

ア．家族の形態

本市の家族形態は、令和２年核家族世帯が 60.7%と県の 56.9%を上回ります。単独世帯は、次第に増えつつありますが本市の 29.2%に対し県は 36.3%と県が大きく上回ります。

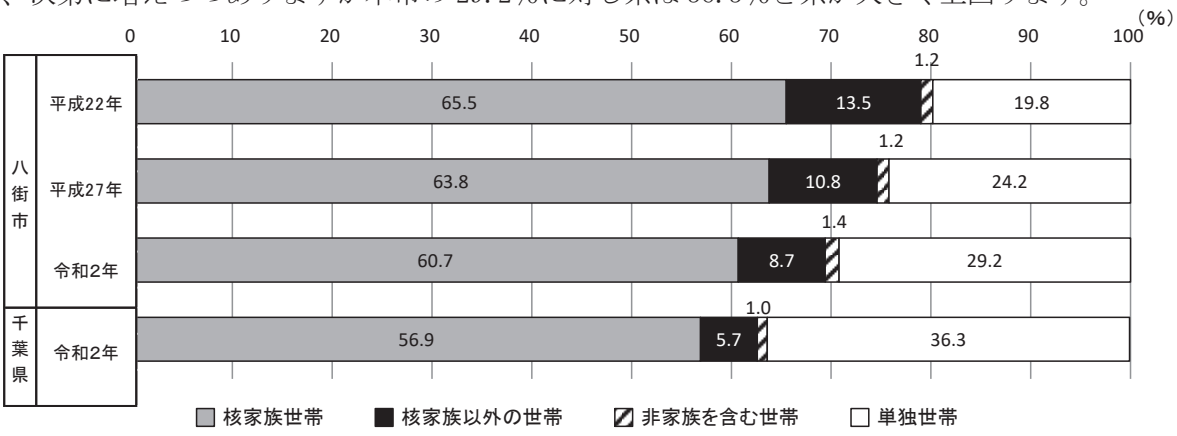

(資料)国勢調査

イ．女性の就労状況

本市の女性総数人口の減少とともに、女性の就業者数は減少しています。女性人口に対する就業者の割合は令和２年は 47.7%となっており、女性の完全失業者割合は、1.7%と近年で最も小さくなっています。

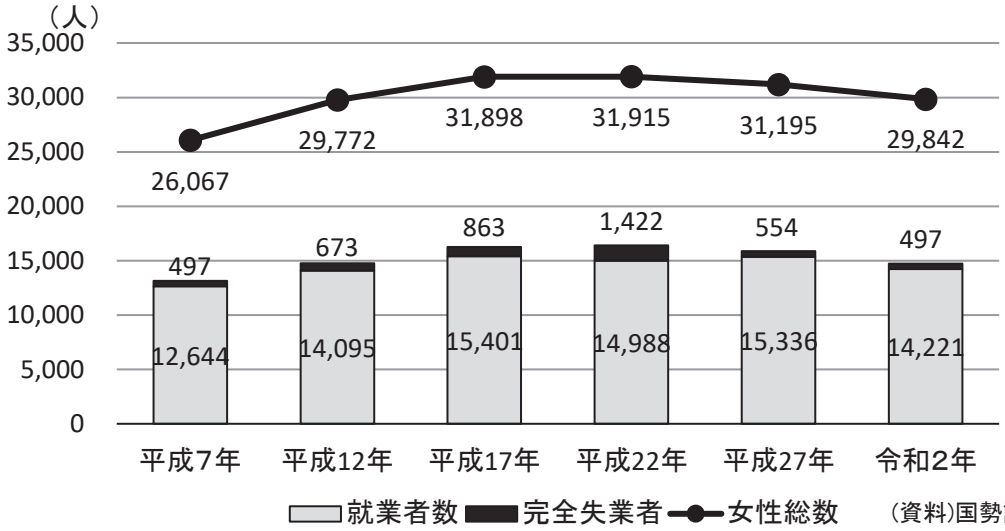

(資料)国勢調査

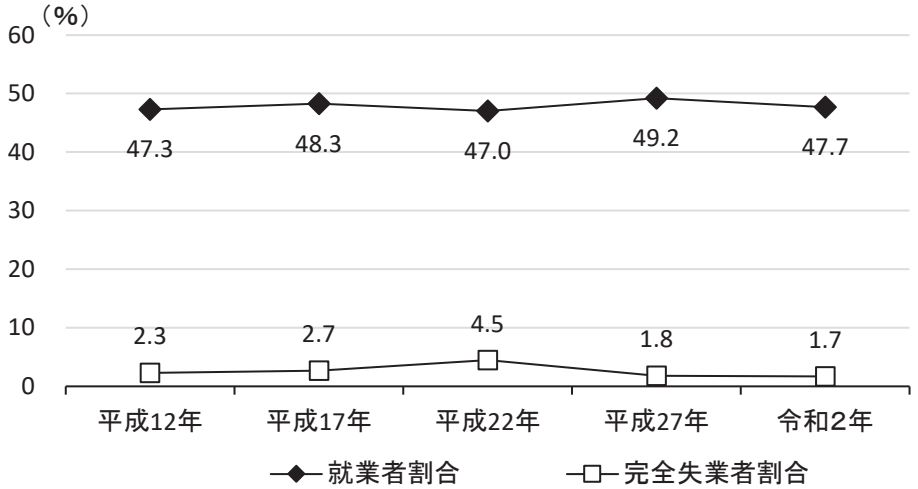

(資料)国勢調査

ウ．女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率をみるとM字型曲線（30 歳代前半で落ち込み、再び増加するMの字に似た形になること）を描いていますが、平成 27 年と令和２年の 30～34 歳を比較すると 65.4%から 76.1%へと就業率の高まりがみられ、M字型曲線の落ち込みがややゆるやかになっていることがわかります。

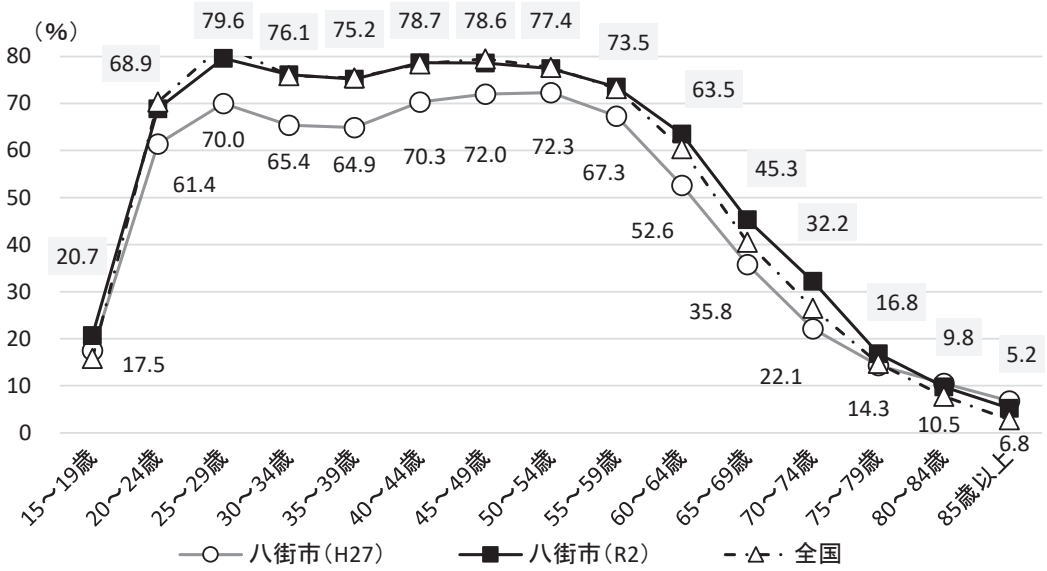

※八街市のみ数値記載。網掛けはＲ２。

（資料)国勢調査

エ．就業者における女性の割合

就業者については、男性は平成 17 年をピークにその後減少傾向となっています。女性は平成 27 年に 15,335 人と平成 22 年より増加するものの、令和 2 年には 14,221 人となり、約 1,000 人の減少となっています。就業者は減少傾向となっているものの、女性の就業率は平成 27 年の 50.1%から令和２年は 53.0%と増加傾向が継続しています。

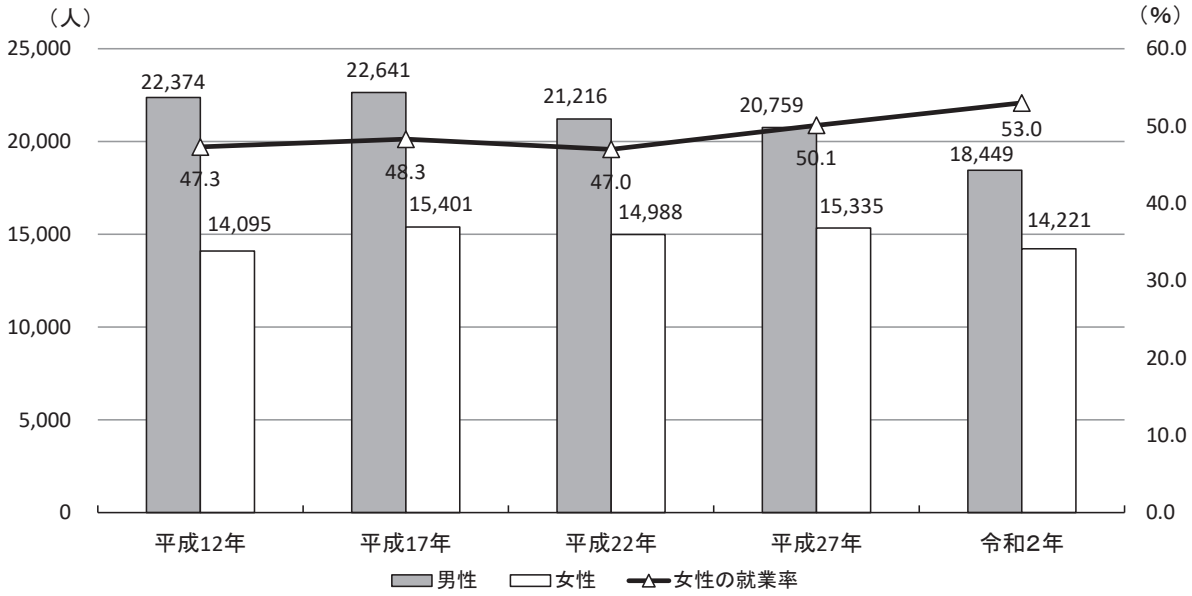

（資料)国勢調査

第２節　住民ニーズ調査からみた八街市の子育て環境について

１　調査概要

住民ニーズ調査を令和６年４月～５月に実施し、市内の小学校就学前の子どもがいる世帯を対象に 1,000 票、小学生の子どもがいる世帯を対象に 1,000 票配布しました。

就学前の子どもがいる世帯からは、381 票回収（回収率：38.1%）し、小学生の子どもがいる世帯からは、387 票回収（回収率：38.7%）しました。

なお、調査結果の数値については小数第２位を四捨五入しているため、単数回答（選択肢が一つの問）においても、内訳を合計して 100%に合致しない場合があります。

２　調査結果の概要

①配偶者の有無について

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●就学前児童保護者では、「配偶者がいる」の割合の方が高く 91.6%となっています。次いで「配偶者はいない」（7.3%）となっています。

●小学生保護者では、「配偶者がいる」の割合の方が高く 83.5%となっています。次いで「配偶者はいない」（15.8%）となっています。

配偶者の有無　［単数回答］

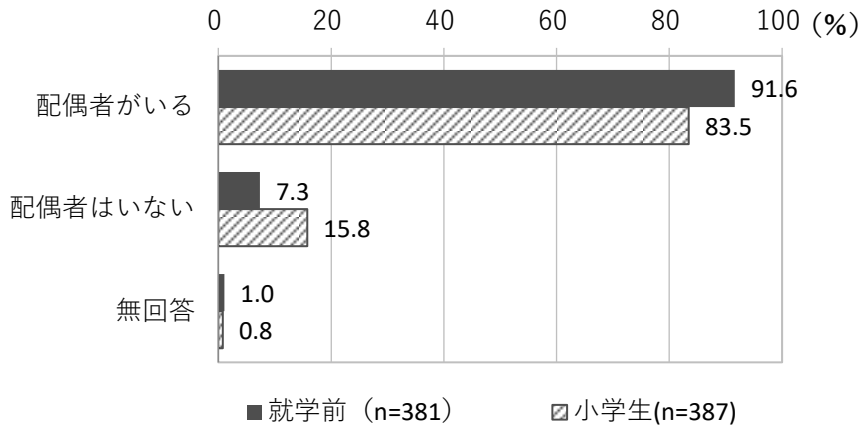

②主に子育てを行っている方について

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●就学前児童保護者では、「父母ともに」の割合が最も高く 62.5%となっています。次いで「主に母親」（34.1%）、「主に父親」（2.1%）となっています。

●小学生保護者では、「父母ともに」の割合が最も高く 58.7%となっています。次いで「主に母親」（38.5%）、「主に父親」（1.3%）となっています。

主に子育てを行っている方　［単数回答］

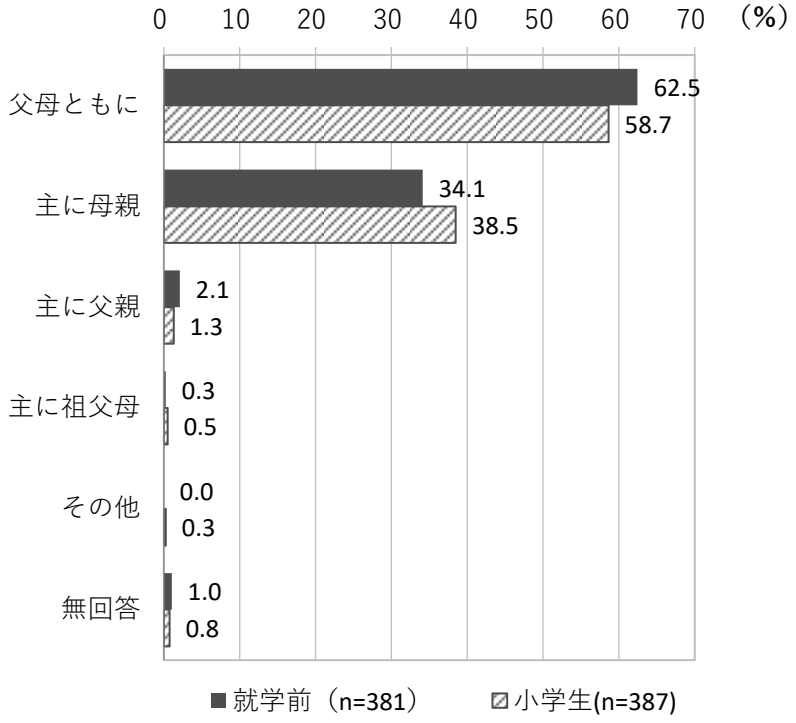

③定期的な教育・保育事業の利用について

【就学前児童保護者調査】

●現在では、「認可保育所」の割合が最も高く 40.7%となっています。次いで「幼稚園」(21.5%)、「認定こども園」(8.4%) となっています。

●利用希望では、「認可保育所」の割合が最も高く 45.4%となっています。次いで「幼稚園」(35.4%)、「幼稚園の預かり保育」(17.8%) となっています

定期的な教育・保育事業の利用（現状・利用意向）　［単数回答］

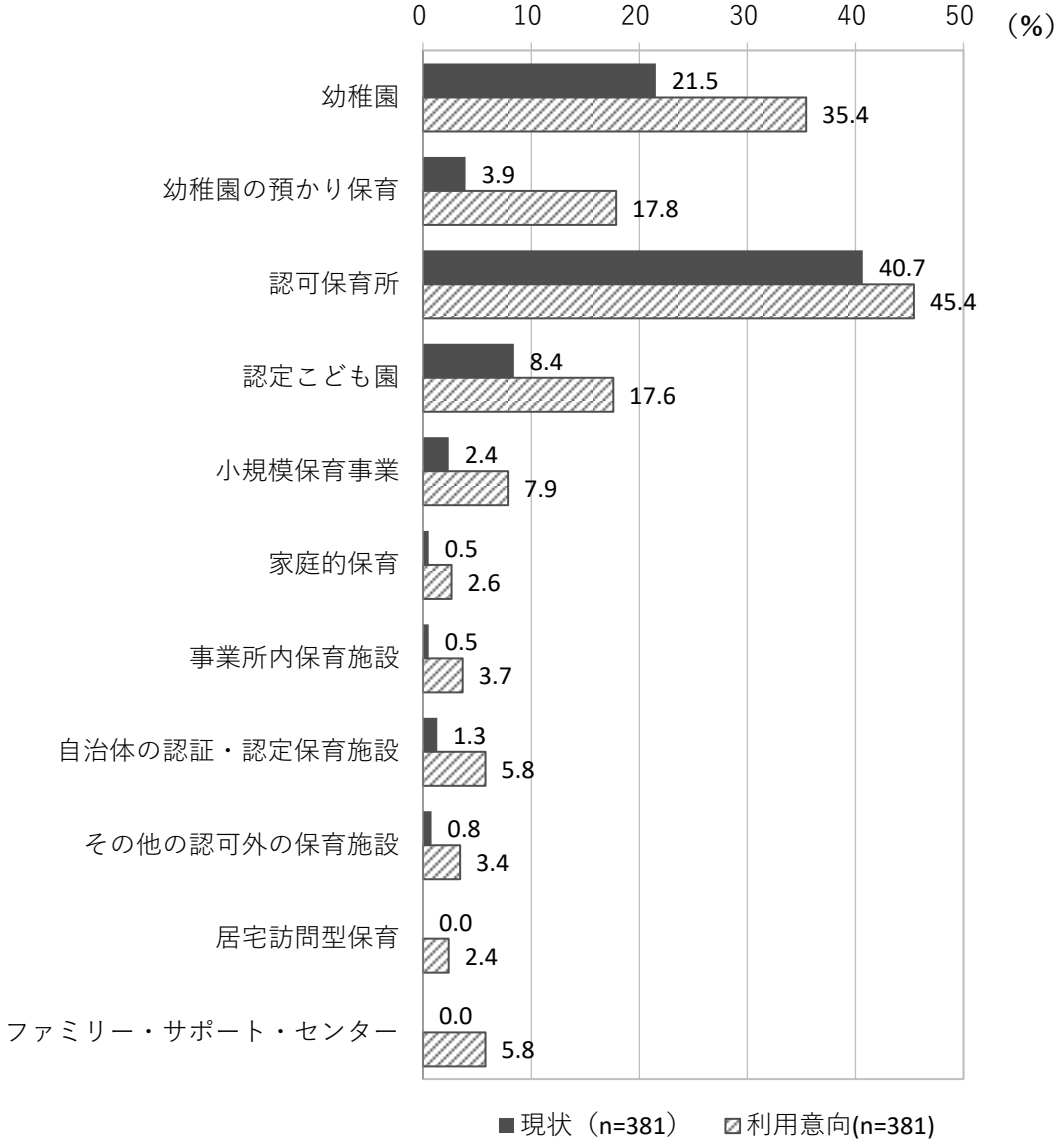

④子育て支援や生活、学習に関する支援について

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●就学前児童保護者では、「子ども食堂、安価な又は無料で食事を提供する場」の割合が最も高く 36.7%となっています。次いで「ＳＮＳやスマホアプリ等による子育て相談や情報提供」(28.9%)、「学習支援、学生やボランティアによる宿題や勉強のサポート」(24.1%) となっています。

●小学生保護者では、「学習支援、学生やボランティアによる宿題や勉強のサポート」の割合が最も高く 39.5%となっています。次いで「子ども食堂、安価な又は無料で食事を提供する場」(33.9%)、「ＳＮＳやスマホアプリ等による子育て相談や情報提供」(20.9%) となっています。

子育て支援や生活、学習に関する支援（利用意向）　［複数回答］

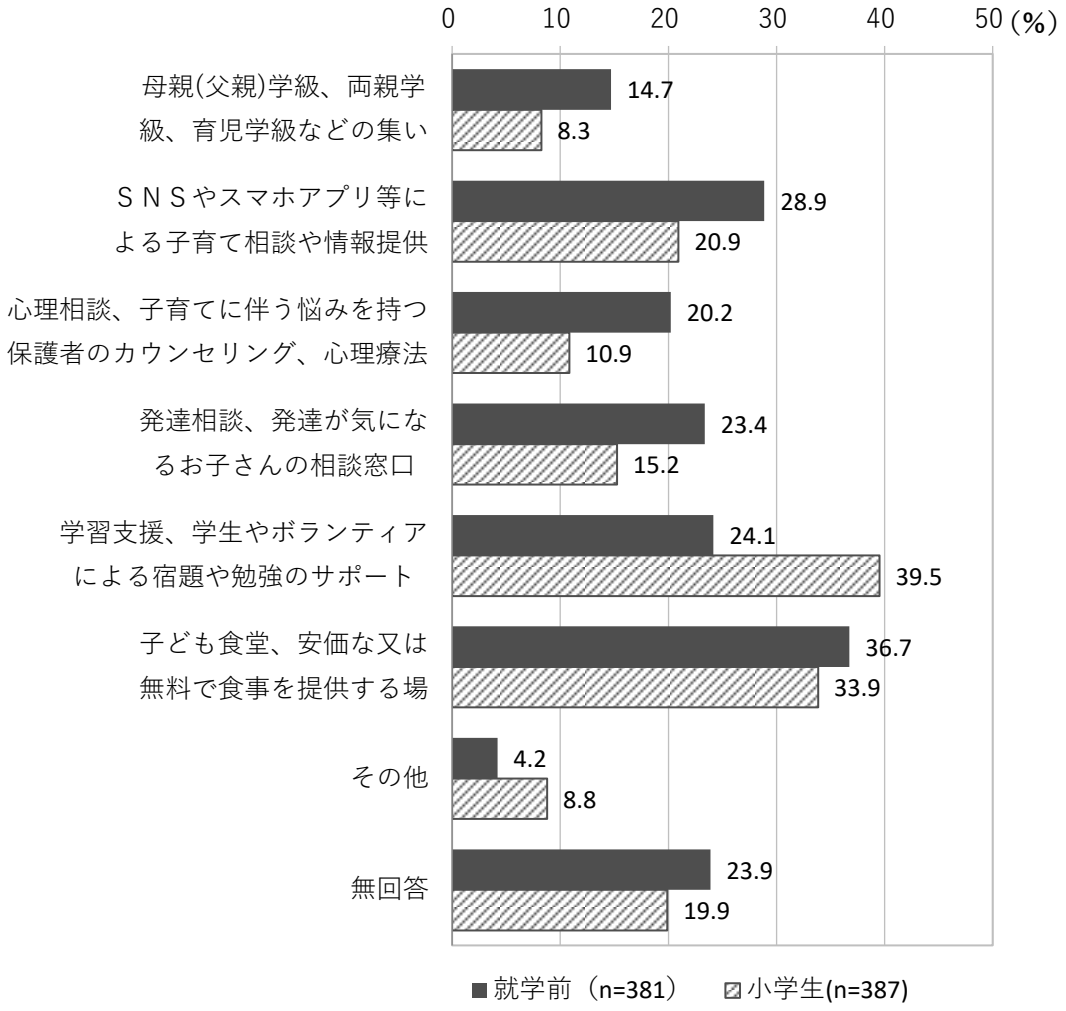

⑤こども園等利用意向（月 10 時間程度の利用枠の中）について

【就学前児童保護者】

● 「利用したい」の割合が最も高く 55.1%となっています。次いで「わからない」(29.1%)、「利用したいとは思わない」(13.9%) となっています。

こども園・こども誰でも通園制度（仮称）（利用意向） ［単数回答］

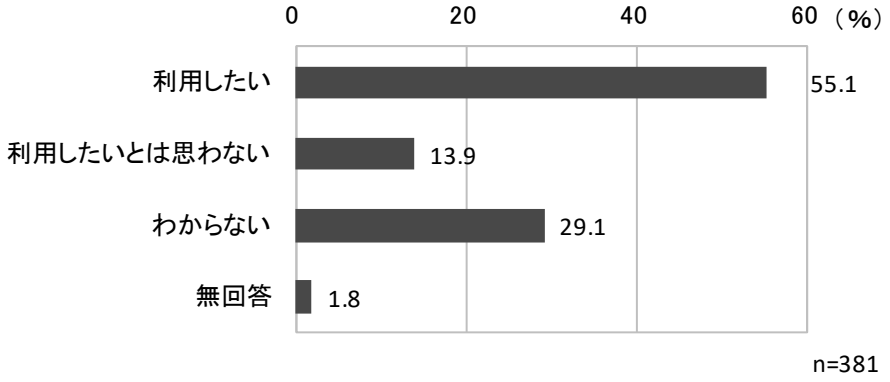

⑥放課後の過ごし方について

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●就学前児童保護者では、「自宅」の割合が最も高く 58.2%となっています。次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」(39.2%)、「習い事（ピアノ教室、サッカー、学習塾など）」(30.4%）となっています。

●小学生保護者では、「自宅」の割合が最も高く 53.7%となっています。次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」(32.0%)、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ活動、学習塾など）」(22.7%）となっています。

放課後、どのような場所で過ごさせたいか【５歳以上である方】（希望）［複数回答］

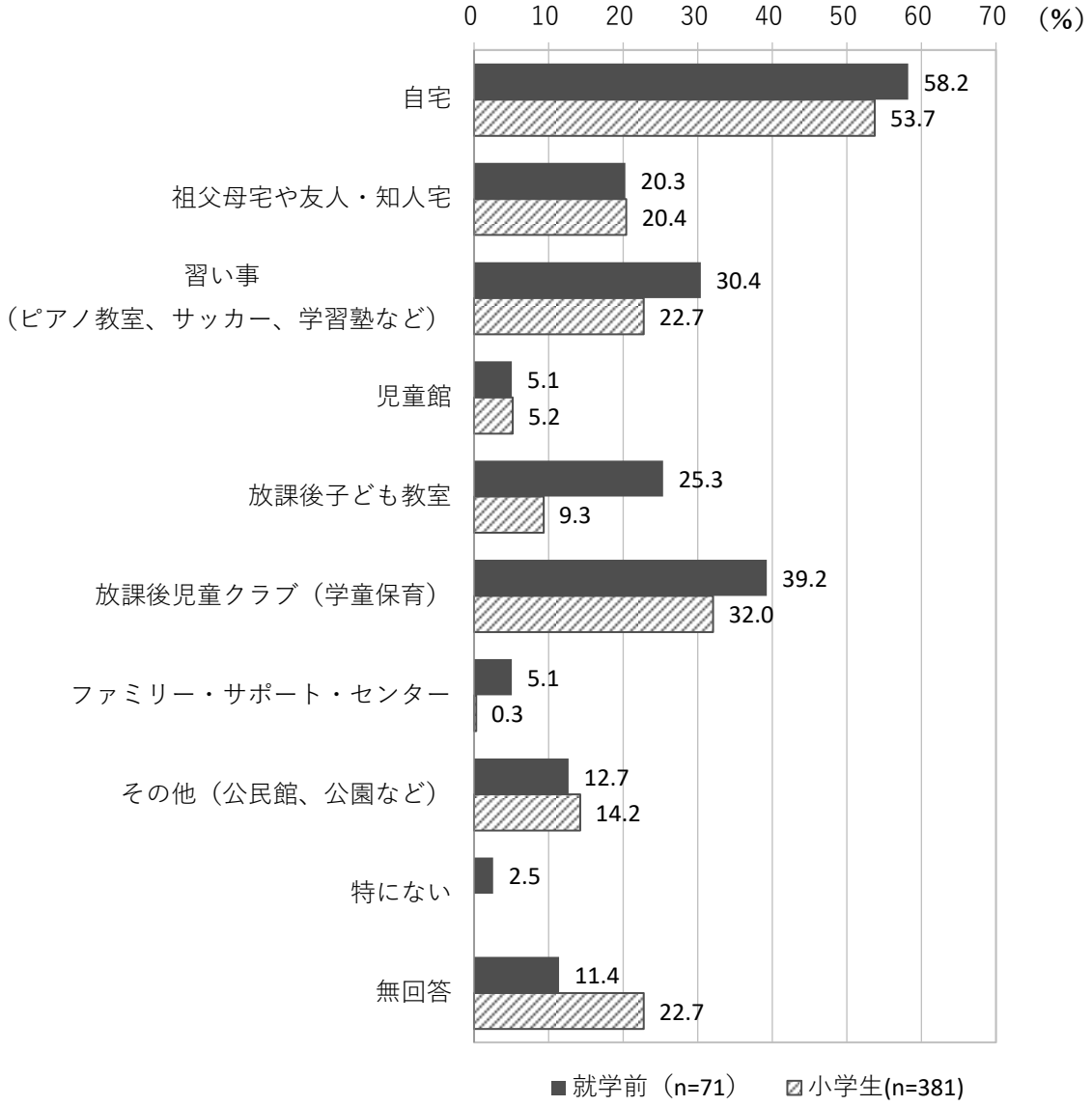

※就学前調査と小学生調査では、一致していない選択肢項目が一部あります。

⑦母親の就労状況について

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●就学前児童保護者では、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」の割合が最も高く 38.3%となっています。次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（29.7%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（26.5%）となっています。

●小学生保護者では、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」の割合が最も高く 42.4%となっています。次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」(37.7%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(14.2%)となっています。

母親の就労状況　［単数回答］

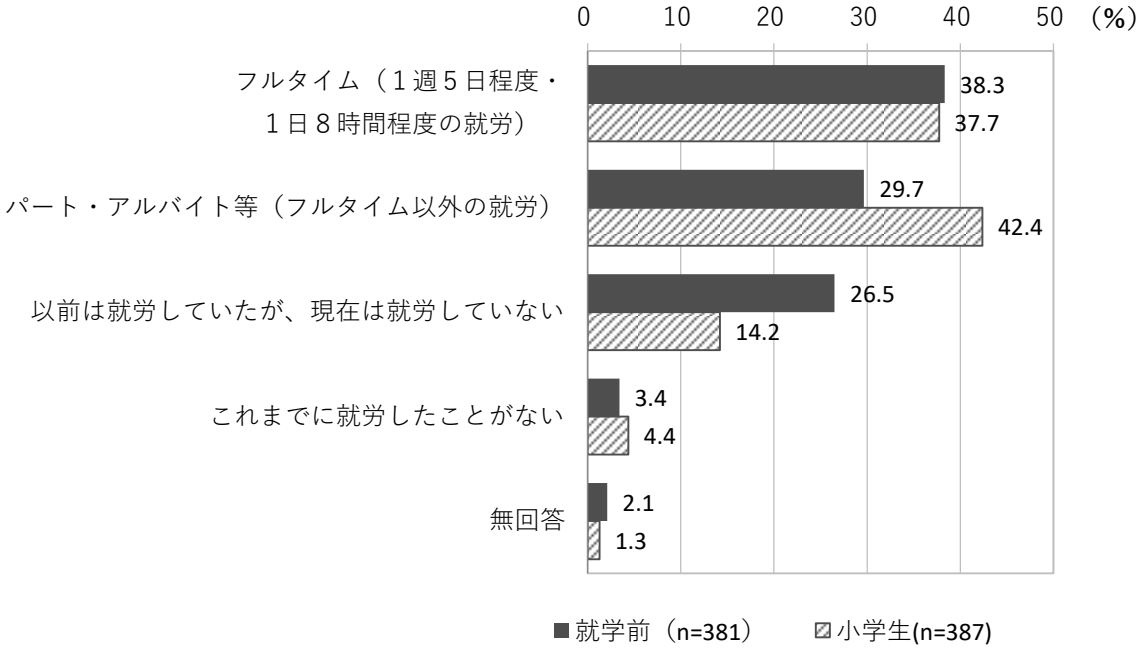

⑧育児休業制度又は短時間勤務制度利用の有無について（父親）

【就学前児童保護者】

●「働いていたが、いずれも取得・利用していない」の割合が最も高く 59.6%となっています。次いで「制度がなかった」(15.0%)、「育児休業を取得した」(11.5%)となっています。

育児休業制度又は短時間勤務制度利用の有無について（父親）［複数回答］

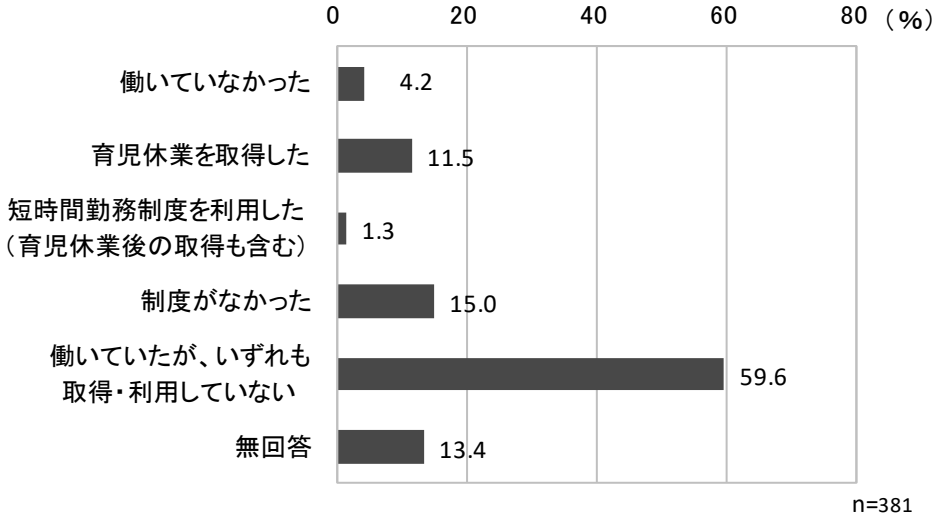

⑨お子さんの子育て（教育を含む）をする上での気軽な相談先について

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●就学前児童保護者では、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」の割合が最も高く 83.2%となっています。次いで「友人や知人」（66.7%）、「保育士」（27.6%）となっています。

●小学生保護者では、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」の割合が最も高く 75.2%となっています。次いで「友人や知人」（64.6%）、「近所や地域の人」（12.9%）となっています。

お子さんの子育て（教育を含む）をする上での気軽な相談先　［複数回答］

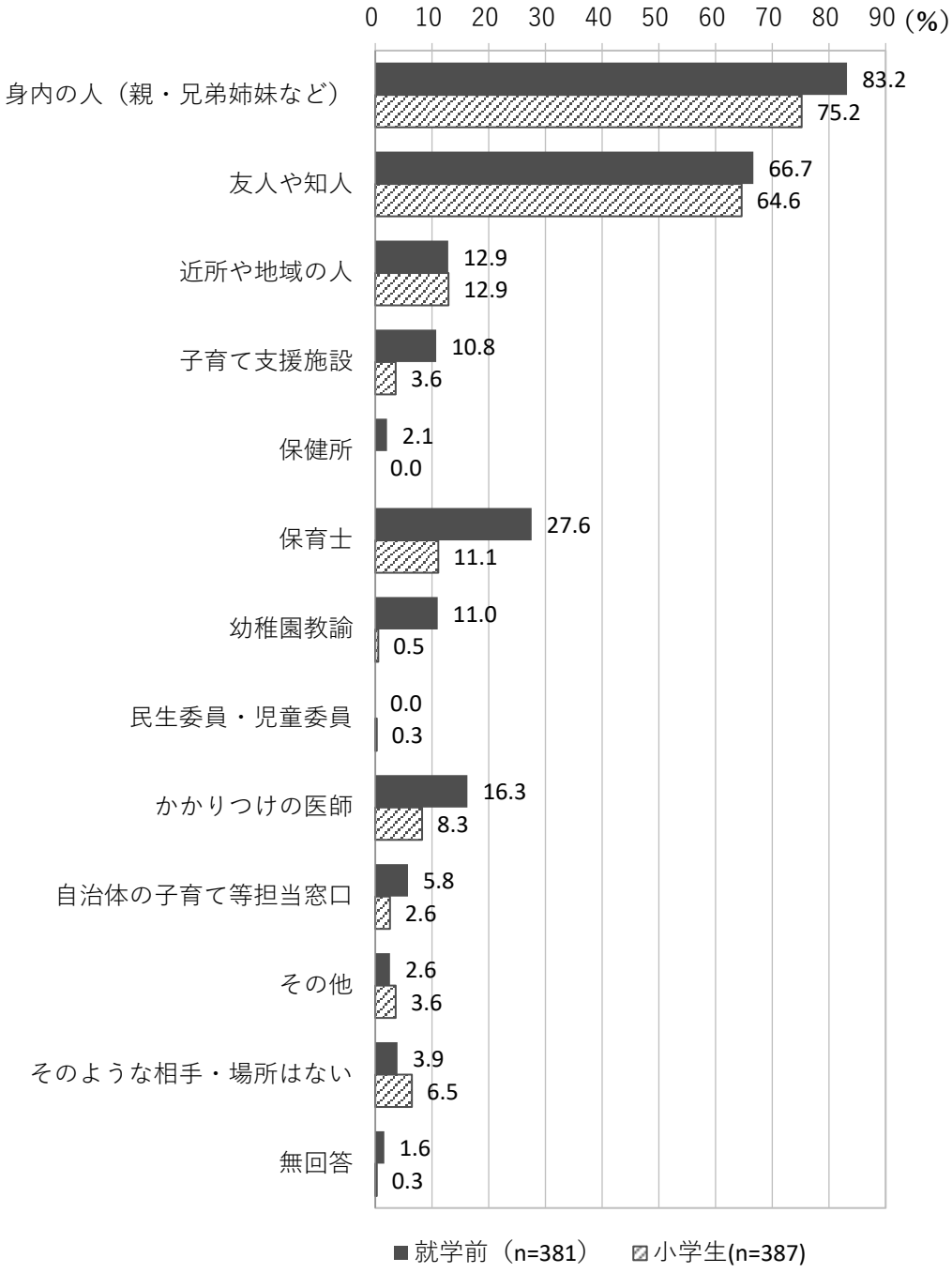

⑩仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについて

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●就学前児童保護者では、「自分が病気やケガをした時や急な用事の時に、代わりに面倒をみる人がいない」の割合が最も高く 48.8%となっています。次いで「仕事で帰宅時間が遅いこと」、「子どもと接する時間が少ない」（ともに 34.1%）となっています。

●小学生保護者では、「自分が病気やケガをした時や急な用事の時に、代わりに面倒をみる人がいないこと」の割合が最も高く 40.3%となっています。次いで「仕事で帰宅時間が遅いこと」、「子どもと接する時間が少ないこと」（ともに 36.7%）となっています。

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること ［複数回答］

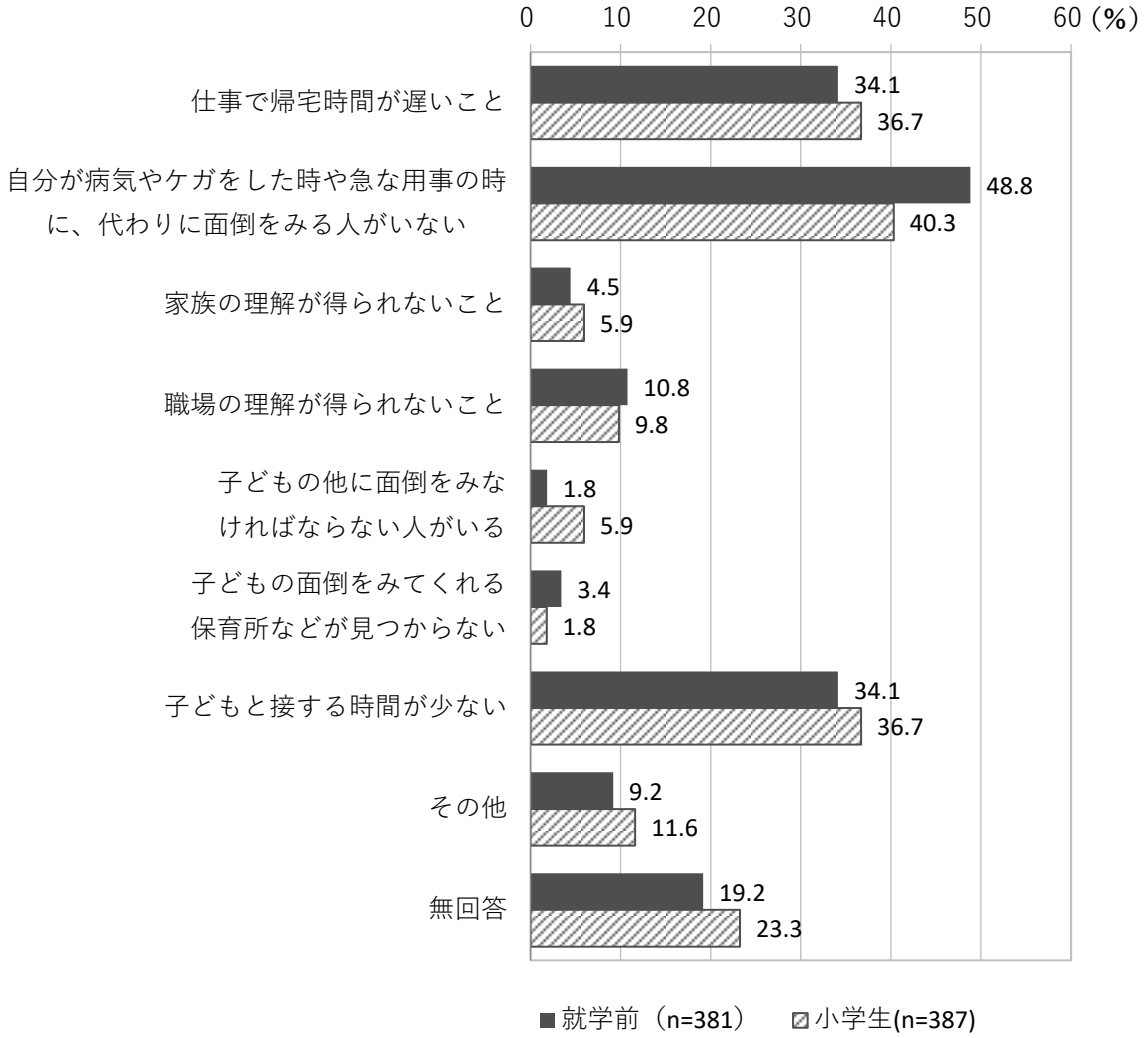

⑪今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要なことについて

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●就学前児童保護者では、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」の割合が最も高く 74.8%となっています。次いで「小児救急医療体制の充実」（66.7%）、「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」（58.3%）となっています。

●小学生保護者では、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」の割合が最も高く 77.8%となっています。次いで「小児救急医療体制の充実」（63.0%）、「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」（37.7%）となっています。

今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要なこと ［複数回答］

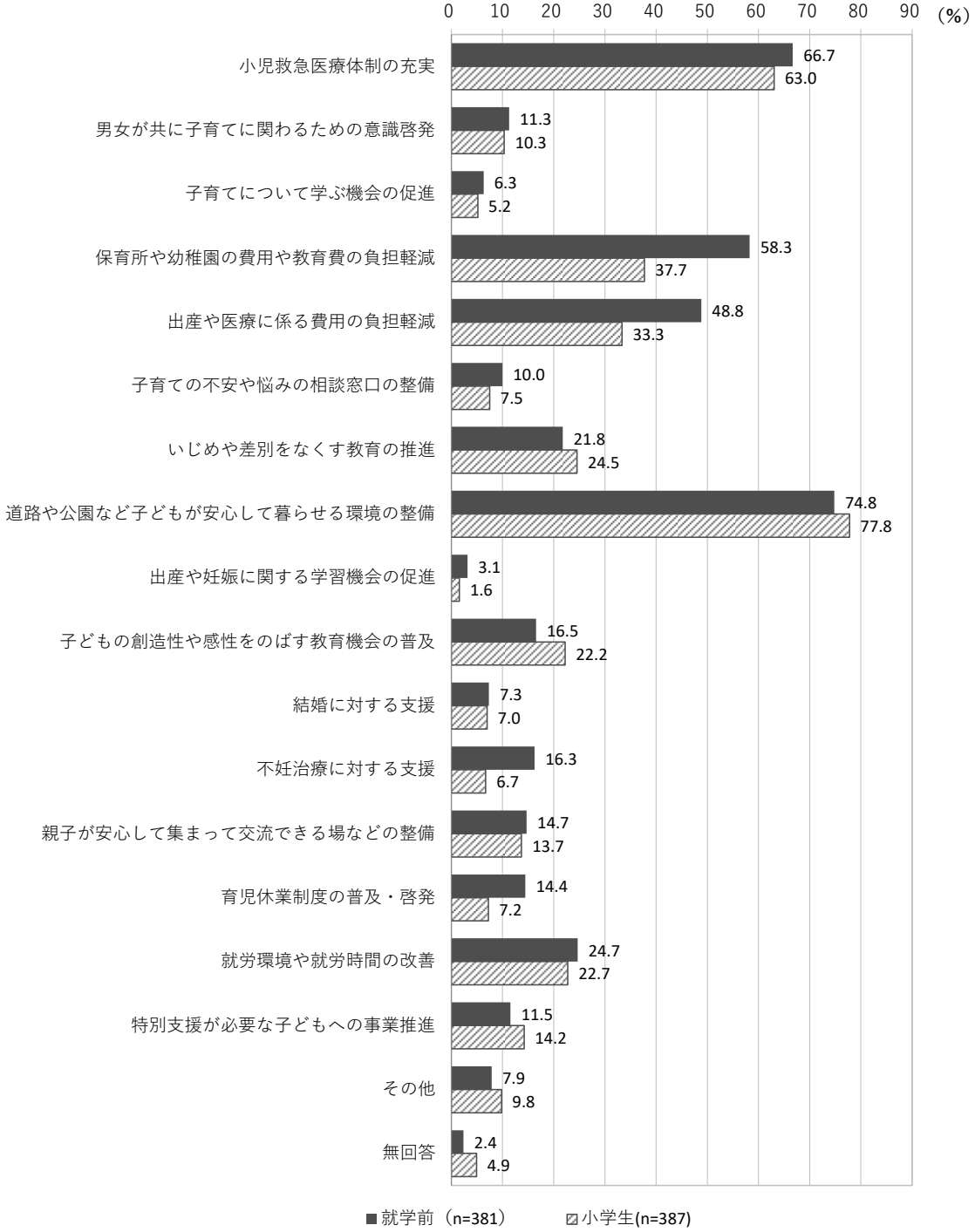

⑫児童虐待について

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●就学前児童保護者では、「食事を与えなかったり、衣服を不潔なまま放置する」の割合が最も高く 92.4%となっています。次いで「子どもに見える場所で、配偶者や他の家族へ暴力をふるう」(85.8%)、「乳幼児を家に残して外出する」(84.8%)となっています。

●小学生保護者では、「食事を与えなかったり、衣服を不潔なまま放置する」の割合が最も高く 88.6%となっています。次いで「子どもに見える場所で、配偶者や他の家族へ暴力をふるう」(79.6%)、「子どもにわいせつなものを見せる」(79.3%)となっています。

児童虐待と感じる行為 ［複数回答］

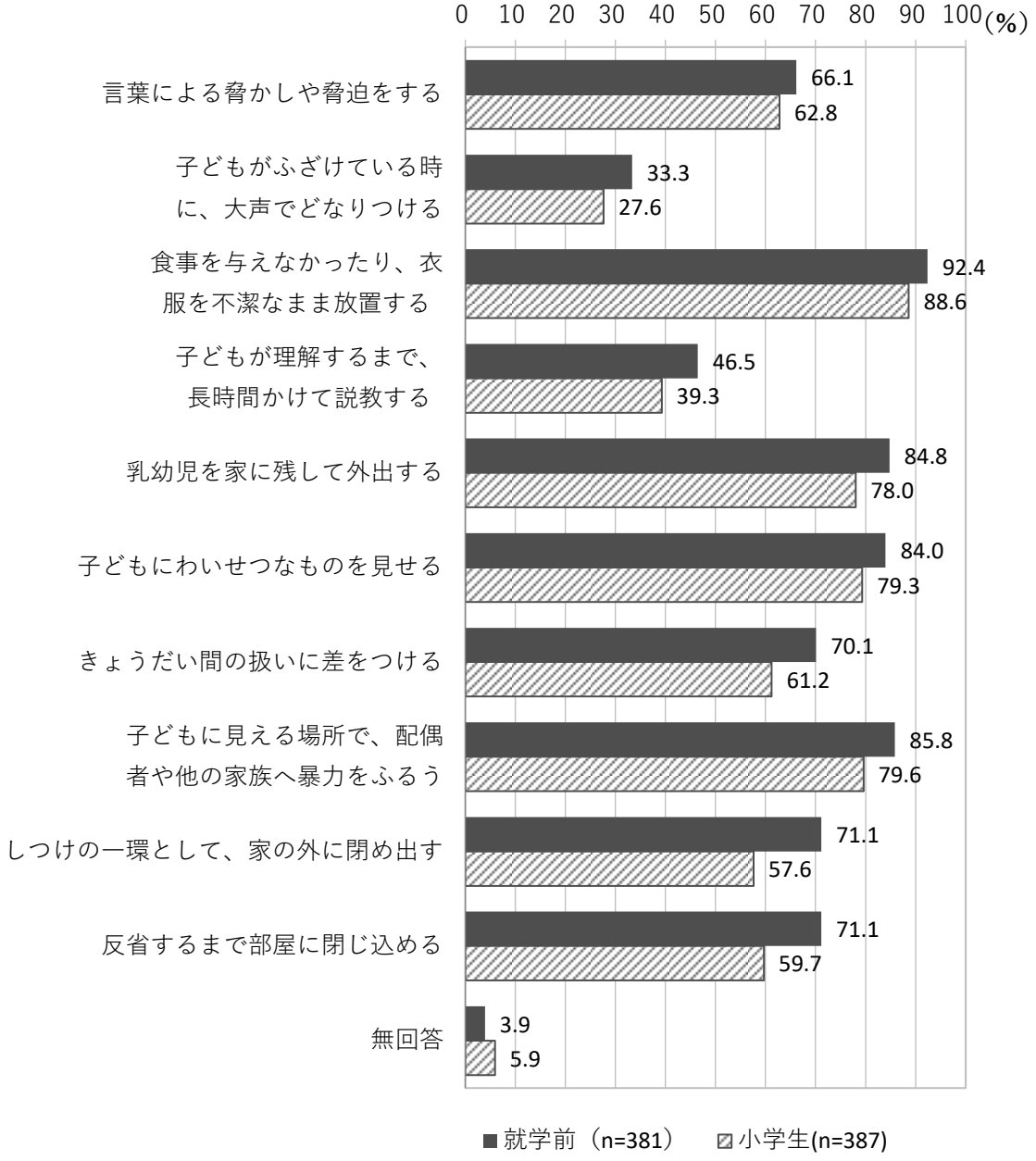

⑬子育て支援の充実で期待することについて

【就学前児童保護者・小学生保護者調査】

●就学前児童保護者では、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が最も高く 83.7%となっています。次いで「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」(57.2%)、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場が欲しい」(36.2%) となっています。

●小学生保護者では、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が最も高く 72.4%となっています。次いで「児童クラブにかかる費用負担を軽減してほしい」(36.2%)、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場がほしい」(29.5%) となっています。

子育て支援の充実で期待すること ［複数回答］

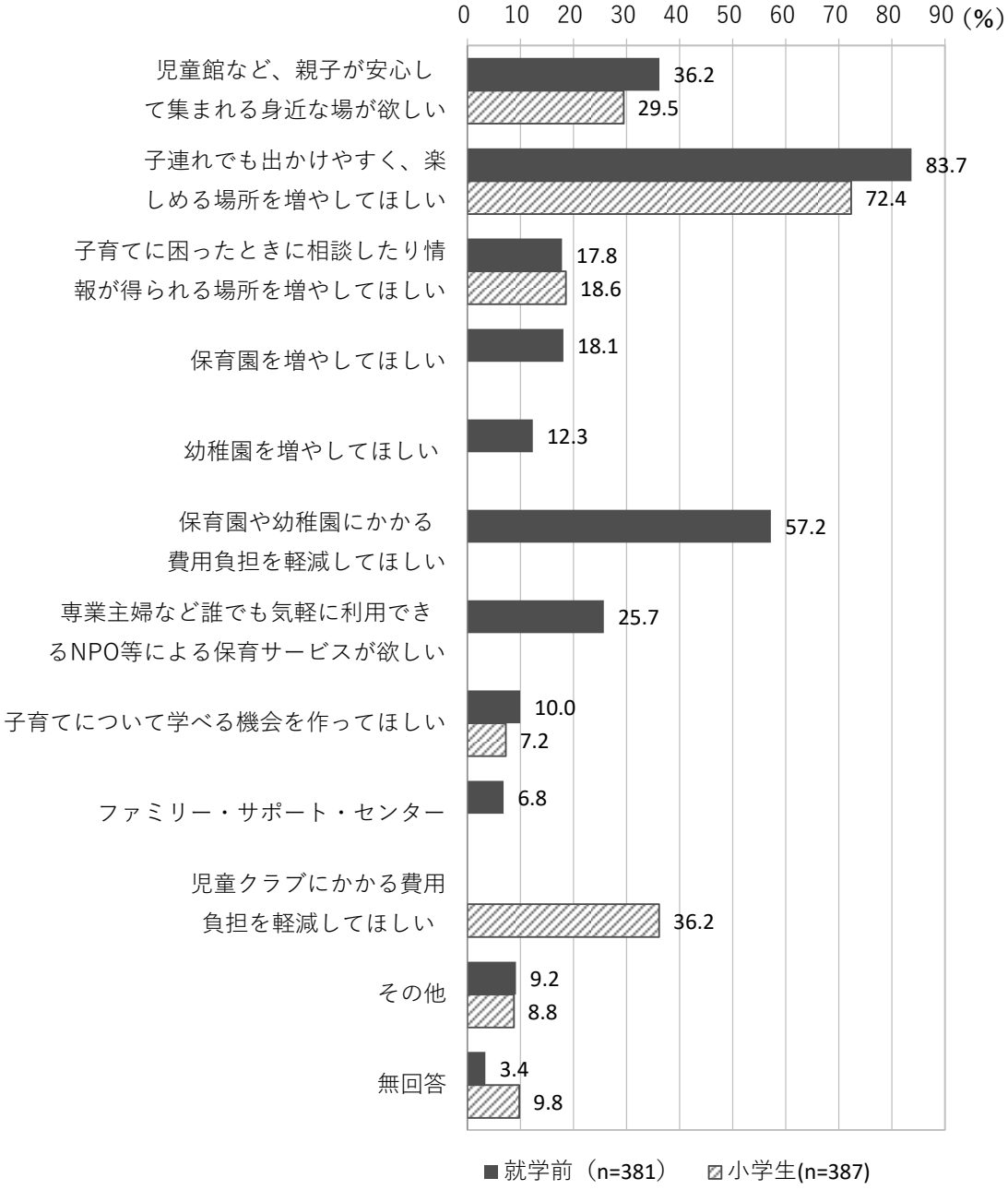

※就学前調査と小学生調査では、一致していない選択肢項目が一部あります。

第３節　保育施設・幼稚園・認定こども園等の状況

1　保育所

本市には市立保育所６園、私立保育所２園、小規模保育事業Ａ型が３か所あります。保育所の入園児童数は、令和２年以降減少傾向となっておりましたが、令和５年から令和６年は17 名増加し 798 人となっています。年齢別でみると３～５歳児が多く、令和６年では 64.0%を占めています。待機児童数（令和６年４月１日時点）は、７人となっています。

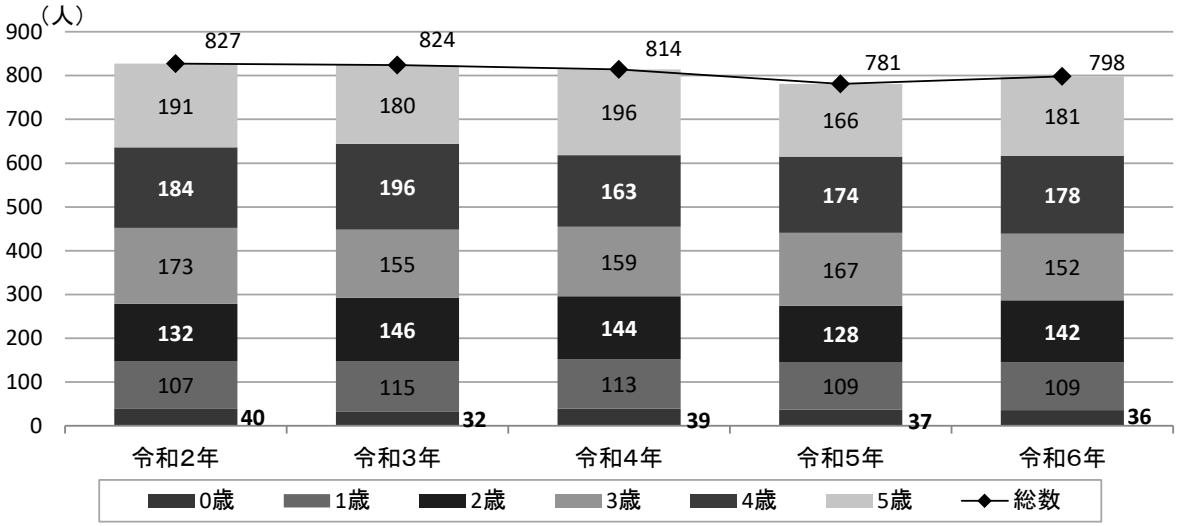

（基準日：各年5月1日現在）

2　幼稚園

本市には、市立幼稚園３園、私立幼稚園２園があります。幼稚園の入園児童数は令和２年以降減少傾向となっており、令和５年に増加したものの、令和６年では 269 人となっています。

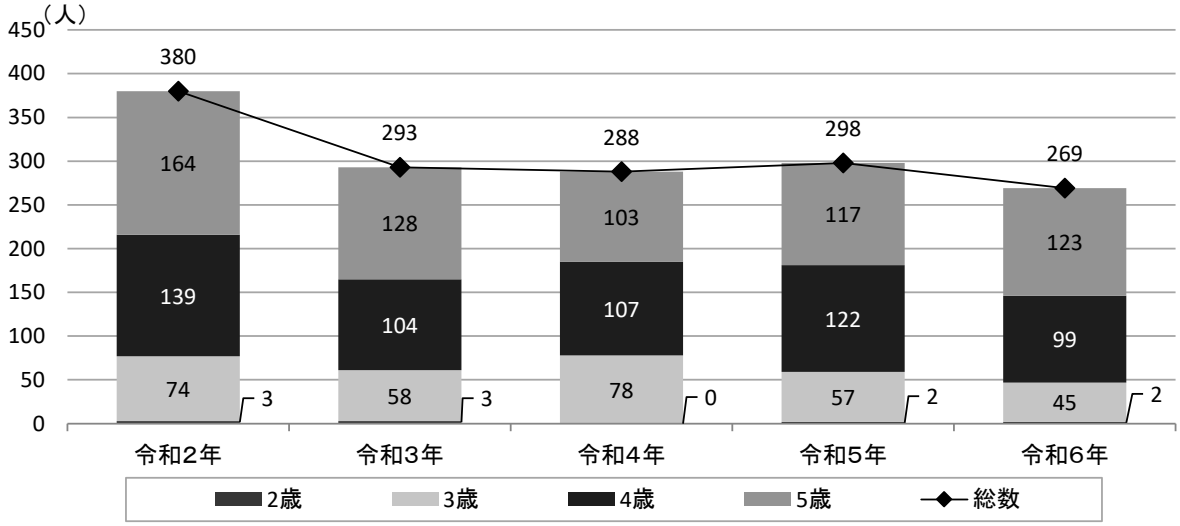

（基準日：各年5月1日現在）

3　認定こども園

本市には、私立認定こども園が２園あります。令和２年に１園だったこども園が、令和３年に２園となり大幅に増加した後、130 人台を推移し、令和５年に減少したものの、令和６年では 137 人となっています。

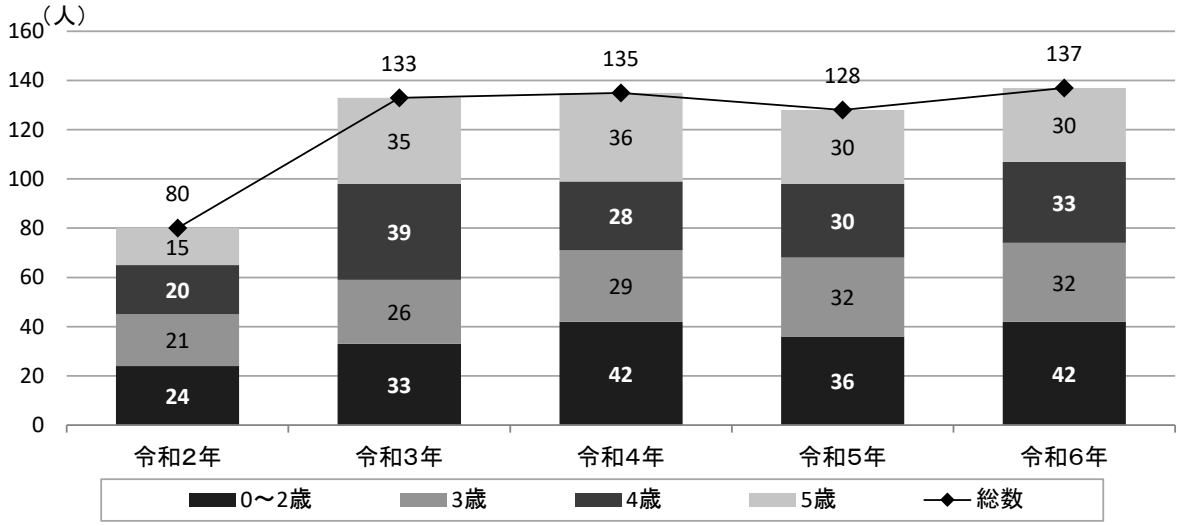

（基準日：各年5月1日現在）

4　小学校

本市には小学校の本校が８校、分校が１校あります。児童数は、少子化に伴い次第に減少しつつあり、令和６年は 2,316 人です。

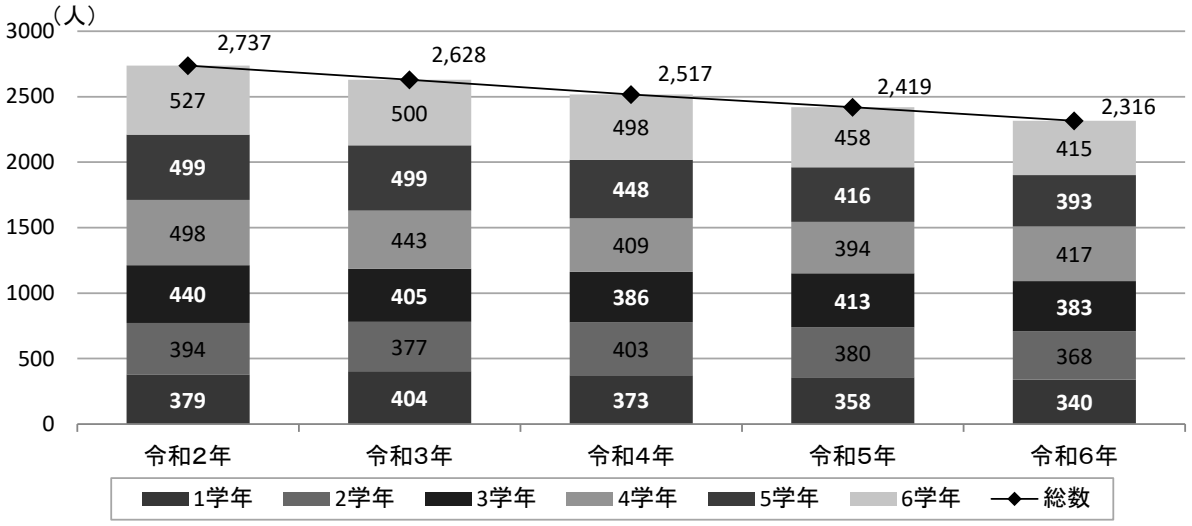

（基準日：各年5月1日現在）

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　基本理念

本市では、平成 22 年３月に「八街市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、その基本理念を「子どもがいつも輝いて明るく健やかに育つまち」として計画を推進してまいりました。その後継と位置付けられる「第１期計画」及び「第２期計画」においても、この基本理念を継承してきました。

この度、新たに策定された本市の取組みの最も基本となる計画である「八街市総合計画 2025 前期基本計画」（令和７年度～令和 11 年度）においては、八街市が目指す将来都市像として、『緑豊かに心豊かに健やかに　ともに支えあい安心して暮らせる八街』を掲げています。本市に暮らす子どもと家族が豊かな緑と自然に囲まれ、自分も周りも愛せるような豊かな心と身体となるよう健やかに育つこと、また地域に暮らす人たちがともに子どもと家族を支えあい誰もが安心して暮らすことができるまちとなることが望まれます。

このような「八街市総合計画 2025 前期基本計画」の将来都市像を踏まえ、「第３期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を「子どもが心豊かに健やかに育つまち」と定め、新たな基本理念のもと、新しい計画の事業展開を図ってまいります。

～基本理念～

子どもが心豊かに健やかに育つまち

第２節　基本方針と体系

基本理念の実現に向けた３つの基本方針と本計画の施策の全体像となる体系は以下のようになります。

１　基本方針

基本理念「子どもが心豊かに健やかに育つまち」の実現に向けて、次のような基本方針で計画を推進していきます。また、計画の推進にあたっては、全庁的な取組みとあわせ、市民と行政との協働による一体となった子育て支援に努めます。

基本方針１　子ども自身の育ちを支えるまち

令和５年 12 月に国より示された「こども大綱」では「こどもまんなか社会」の実現として、すべての子どもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することが求められています。

また、「八街市総合計画 2025 前期基本計画」の施策の大綱「笑顔あふれる子育てへの支援」の前期基本計画の取組みとして「子ども自身の育ちへの支援」を掲げています。

少子化や競争社会のなかで、子どもたちが仲間とともにのびやかに子ども時代を過ごす権利を保障することが難しくなってきています。アンケート調査結果でも、子どもと接する時間が少ないことが上位になっており、子どもとの関係構築が課題として挙げられていました。

子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらいたい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえる、という安心感と信頼関係を培っていく仕組みが大切になっています。

そこで、私たち大人は、子どもを保護・教育の対象としてのみ捉えるのではなく、子どもの目線にたち、一人ひとりの個性と主体性を認め、子どもの最善の利益を守ることが必要です。

そのため、子どもたちが誰ひとり取り残されることなく、仲間のなかで育ち、十分に意見を聞いてもらい、自分の思いを自分らしく表現する力と機会が保障され、子どもたちの感じたことや考えたことが反映される「こどもまんなか」のまちづくりを進めます。

基本方針２　子育て家庭と親の育ちを支えるまち

「八街市総合計画 2025 前期基本計画」の施策の大綱「笑顔あふれる子育てへの支援」の前期基本計画の取組みとして「子育て家庭と親の育ちへの支援」を掲げています。

本市においても、核家族化の進行、少子化による地域の子育て世帯の減少等、子育てをめぐる環境が厳しさを増しつつあります。子どもが生まれると、誰にでも母性・父性がすぐに備わるのではなく、子どもとの関わりのなかで、親としての力を学び、親になっていくと考えられます。

しかし、共働き世帯の増加や母親のフルタイム勤務の増加により、家族とのコミュニケーションの機会や窓口に相談する機会を持つことも難しくなってきており、母親へのストレス、

ひいては孤立化も懸念される状況です。一方でインターネットによりあらゆる情報が溢れる中、自宅に居ながら多くの情報を入手可能な反面、本人に必要な情報、信頼できる情報、子どもに適切な情報等の判断が難しくなってきています。

このような状況に対し、将来親になる若い世代が子育てに関わりをもつことができる活動を推進します。また、現在の子育て家庭に対しても、子育てに関する疑問や不安を受け止め、解決につなげるネットワークの構築を推進します。子育て家庭を支えるために、親たちが子どもと地域の親たちとともに語らい、支えあいながら子育てを通して楽しさやおもしろさを経験し、親自身の学びや育ちにつながり、それが次の世代へと受け継がれるような、子育てしたくなるまちづくりを進めます。

基本方針３　子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち

「八街市総合計画 2025 前期基本計画」の八つの街づくり宣言に協働のまちづくりの推進が横断的な視点として掲げられております。子育てに係る多様化するニーズに対応するためには、行政のみならず、地域社会全体で連携・協力することが欠かせません。

アンケート調査結果では、道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備や小児医療体制の充実への要望が多い他、親子が安心して集まって交流できる場などの整備への要望も挙げられています。また、相談先がないという保護者がいることも示されています。核家族化が進行し、保護者の就労時間も長時間化する状況において、子育て世帯の孤立化も懸念されます。

子どもの育ちや子育ては一人だけ、一家族だけではできない社会的な営みです。家族だけでなく地域の問題として子育て家族を受け止め、地域全体で子育てを支えることが求められます。また、共働き世帯が増える状況においては、子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりに対して地域で共に支えあうことが必要となります。

市民が協力し助け合うなかでお互いに支えあいながら楽しく子育てができれば、子どもの笑顔、子育ての喜びを通じて、まちに活気と安らぎが満ち、そこに住む人にとっても過ごしやすい環境となります。

子どもたちは、その存在、その成長を通じて、大人やまちに素晴らしい夢や希望を与えてくれます。このようなまちを目指し、八街市の未来を託す子どもたちに最善の育ちの場となるまちづくりを進めます。

2　体系

基本理念を目指し、以下の３つの基本方針のもと、６つの基本目標を目指します。

施策の体系

基本理念	基本方針	基本目標
子どもが心豊かに健やかに育つまち	1　子ども自身の育ちを支えるまち	《基本目標①》質の高い教育・保育の総合的な提供 【基本施策】・教育・保育施設の充実 ・保育サービスの充実 ・乳児等通園支援事業の実施
		《基本目標②》子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 【基本施策】・「生きる力」を育む教育の推進 ・家庭や地域の教育力の向上 ・次代の親の育成
	2　子育て家庭と親の育ちを支えるまち	《基本目標①》子育ての支援 【基本施策】・子育て支援サービスの充実 ・子育て支援ネットワークづくり ・子育て情報の提供と相談の場づくり ・児童の健全育成 ・経済的負担の軽減
		《基本目標②》母子保健の充実 【基本施策】・相談体制の充実 ・妊婦等包括相談・産後ケアの推進 ・妊産婦・乳幼児への保健対策 ・食育の推進 ・思春期保健対策の充実
	3　子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち	《基本目標①》要保護児童へのきめ細かな取組みの推進 【基本施策】・児童虐待防止対策の充実 ・ひとり親家庭の自立支援の推進 ・障がい児施策の充実 ・子どもの貧困対策の充実 ・医療的ケア児等への支援体制の確立
		《基本目標②》子育てと仕事の両立のための支援 【基本施策】・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ・多様な働き方への支援

第４章　施策の展開

第１節　量の見込みの算出

１　算出方法

量の見込みの算出にあたっては、第２期計画期間である令和２年度から令和６年度までの各年度の利用実績から事業毎に利用率を算出し、その利用率の推移から算出した年度毎の変化率を基に、変化率の傾向及びニーズ調査結果から想定される今後の利用動向や本市の地域特性を踏まえ設定しました。

算出方法

推計項目	内容
１．こどもの人口の推計	令和元年～令和５年の年齢ごとの住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法※によって、令和７年度～令和11年度の人口を推計します。 ※各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
２．利用実績の把握	教育・保育の令和元年度末～令和５年度末の利用実績を集計します。年齢別に量の見込みを設定する事業については、実績も年齢別に把握します。
３．利用率の算出	年度別に事業ごとの利用率を算出します。事業対象年齢の人口に対する利用実績が、利用率になります。年齢別の利用実績が把握できている場合には、年齢ごとの利用率を算出します。
４．変化率の算出	事業ごとに年間の変化率（当年度利用率／前年度利用率）を算出し、令和元年度末～令和５年度末の変化率の推移を設定します。変化率の推移から事業ごとの利用動向の傾向を把握します。
５．ニーズ調査結果からの利用意向等の把握	ニーズ調査結果から事業ごとの利用意向や生活状況を把握します。
６．量の見込みを推計	事業ごとに変化率の推移、ニーズ調査結果からの利用意向等を踏まえ、計画初年度（令和７年度）利用率、計画期間中（令和７年度～令和 11 年度）の変化率を設定します。これらの変化率から算出される年度毎の利用率に事業ごとの利用対象年齢の推計人口を乗じることにより、量の見込みを算出します。

2　将来児童数の推計

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、０～11 歳の本市の児童人口は、令和７年度には 3,922 人に、令和 11 年度には 3,435 人になり、５年間で 487 人の減少となっています。

第３期計画期間の児童数

年齢	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳	245	231	225	221	217	212	207
１歳	248	258	244	238	233	229	224
２歳	312	256	266	252	246	241	237
３歳	296	321	263	275	260	254	249
４歳	343	299	324	267	278	262	256
５歳	360	347	303	329	271	284	267
６歳	340	365	350	305	333	274	287
７歳	380	345	370	356	311	338	279
８歳	388	387	351	377	363	317	345
９歳	428	394	393	356	383	369	323
10 歳	401	433	398	397	359	386	373
11 歳	424	403	435	400	399	361	388
０～２歳合計	805	745	735	711	696	682	668
３～５歳合計	999	967	890	871	809	800	772
６～８歳合計	1,108	1,097	1,071	1,038	1,007	929	911
９～11 歳合計	1,253	1,230	1,226	1,153	1,141	1,116	1,084
０～11 歳合計	4,165	4,039	3,922	3,773	3,653	3,527	3,435

※令和６年度以降は、令和２年～令和６年３月 31 日現在の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」で算出した推計値。なお、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことを「コーホート」と言い、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3　保育の必要性の認定区分

認定区分	対象年齢	認定の内容	利用事業
１号認定	3～5 歳	小学校就学前のこどもで、教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園枠）
２号認定		小学校就学前のこどもで、保育所等での保育を希望する場合	・保育所（園） ・認定こども園（保育園枠）
３号認定	０～2 歳	保育所等での保育を希望する場合	・保育所（園） ・認定こども園（保育園枠）

第２節　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

八街市では、教育・保育施設等（認定こども園、保育所、幼稚園の教育・保育施設及び小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業）と地域子ども・子育て支援事業では、広域利用の実態や事業展開の単位が異なることから、共通の区域設定を行うことが困難であると考えるため、それぞれの区域を設定します。

１　教育・保育施設等

地形的要件、中心部の位置的要件、人口、地域性等の要件から勘案して、既存する区域設定の中で計画策定に関わりが深いと見込まれる北地区と南地区の２区域としました。

２　地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、市内全域が対象となっており、広域的に利用実態が考えられるため区域を分けることなく、八街市を一つの区域とします。なお、放課後児童クラブについては小学校区域とします。

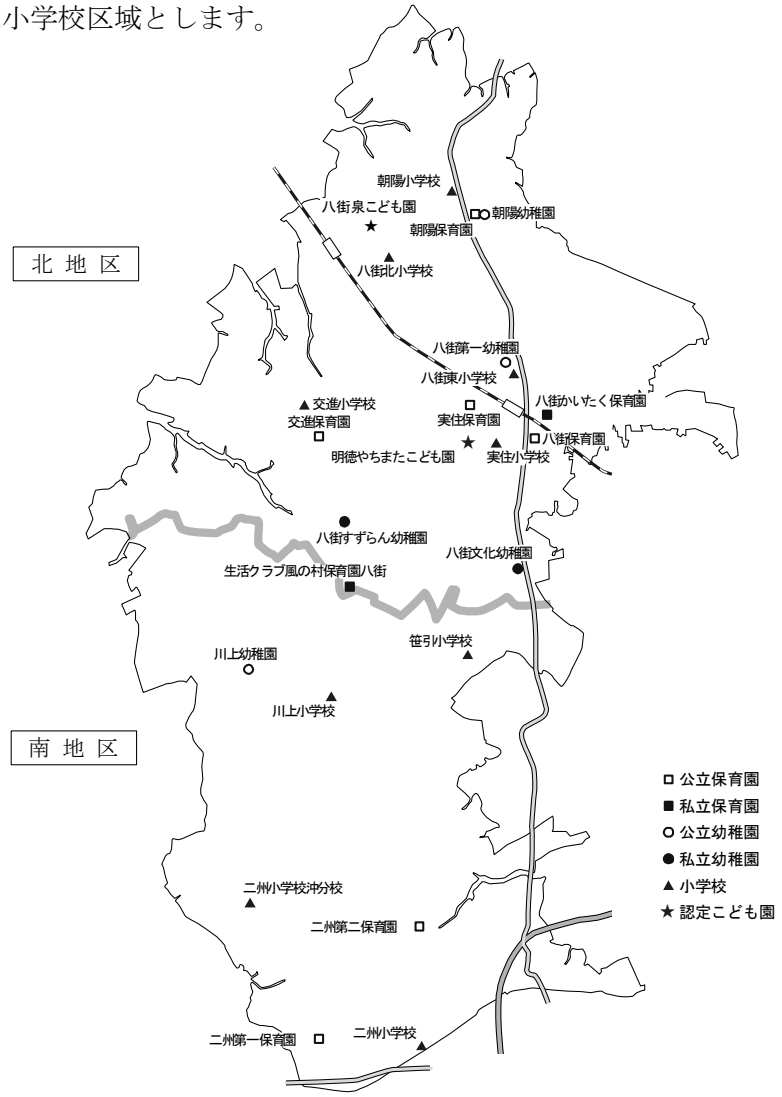

第３節　教育・保育の量の見込みと確保方策

１　教育・保育施設の量の見込みと確保方策

第２期計画期間中における、認定区分毎の量の見込みと確保方策を示します。教育・保育施設の量の見込み、確保方策については、北地区と南地区のそれぞれについて設定します。令和６年度（第２期）の数値は、令和６年９月１日の実績値を示しています。

市全体(1)

単位(人)	令和6年度(第2期)					令和7年度					令和8年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み①（予想園児数）	304	569	65	130	166	296	567	68	132	143	277	534	69	130	146
確保方策②	677	707	85	159	209	677	707	85	159	209	677	707	85	159	209
特定教育保育	677	684	66	128	171	677	684	66	128	171	677	684	66	128	171
特定地域型保育			12	18	27			12	18	27			12	18	27
認可外施設		23	7	13	11		23	7	13	11		23	7	13	11
令和6年度差						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	373	138	20	29	43	381	140	17	27	66	400	173	16	29	63

市全体(2)

単位(人)	令和9年度					令和 10 年度					令和 11 年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み①（予想園児数）	269	531	68	129	143	246	501	69	129	143	239	503	69	130	143
確保方策②	677	707	85	159	209	677	707	85	159	209	677	707	85	159	209
特定教育保育	677	684	66	128	171	677	684	66	128	171	677	684	66	128	171
特定地域型保育			12	18	27			12	18	27			12	18	27
認可外施設		23	7	13	11		23	7	13	11		23	7	13	11
令和6年度差	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	408	176	17	30	66	431	206	16	30	66	438	204	16	29	66

北地区（1）

単位（人）	令和6年度（第2期）					令和7年度					令和8年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み①（予想園児数）	304	504	59	119	154	296	506	60	115	132	277	483	60	117	127
確保方策②	677	579	73	135	173	677	579	73	135	173	677	579	73	135	173
特定教育保育	677	556	54	104	135	677	556	54	104	135	677	556	54	104	135
特定地域型保育			12	18	27			12	18	27			12	18	27
認可外施設		23	7	13	11		23	7	13	11		23	7	13	11
令和6年度差						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	373	75	14	16	19	381	73	13	20	41	400	96	13	18	46

北地区（2）

単位（人）	令和9年度					令和 10 年度					令和 11 年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み①（予想園児数）	269	477	61	117	128	246	446	62	117	128	239	443	62	118	129
確保方策②	677	579	73	135	173	677	579	73	135	173	677	579	73	135	173
特定教育保育	677	556	54	104	135	677	556	54	104	135	677	556	54	104	135
特定地域型保育			12	18	27			12	18	27			12	18	27
認可外施設		23	7	13	11		23	7	13	11		23	7	13	11
令和6年度差	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	408	102	12	18	45	431	133	11	18	45	438	136	11	17	44

南地区(1)

単位(人)	令和 6 年度(第 2 期)					令和7年度					令和8年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み①(予想園児数)	0	65	6	11	12	0	61	8	17	11	0	51	9	13	19
確保方策②	0	128	12	24	36	0	128	12	24	36	0	128	12	24	36
特定教育保育	0	128	12	24	36	0	128	12	24	36	0	128	12	24	36
特定地域型保育			0	0	0			0	0	0			0	0	0
認可外施設		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0
令和6年度差						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	0	63	6	13	24	0	67	4	7	25	0	77	3	11	17

南地区(2)

単位(人)	令和9年度					令和 10 年度					令和 11 年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み①(予想園児数)	0	54	7	12	15	0	55	7	12	15	0	60	7	12	14
確保方策②	0	128	12	24	36	0	128	12	24	36	0	128	12	24	36
特定教育保育	0	128	12	24	36	0	128	12	24	36	0	128	12	24	36
特定地域型保育			0	0	0			0	0	0			0	0	0
認可外施設		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0
令和6年度差	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	0	74	5	12	21	0	73	5	12	21	0	68	5	12	22

■１号認定（幼稚園・認定こども園）【３歳～５歳】

令和７年度においては、市全体で１号認定の量の見込みは 296 人となっています。これに対する確保方策として、市全体で幼稚園及び認定こども園（教育）の定員を 677 人としており、量の見込みを大幅に上回っています。

■２号認定（保育所・認定こども園）【３歳～５歳】

令和７年度の量の見込みは、市全体で 567 人となっています。これに対する確保方策として、市全体で保育所及び認定こども園（保育）の定員を 707 人としており、140 人上回っています。

■３号認定（保育所・認定こども園）【０歳】

令和７年度の量の見込みは 68 人となっています。これに対する確保方策として、市全体での定員を 85 人としており、量の見込みを 17 人上回っています。

令和８年度には量の見込みが 69 人と増加しますが、確保方策を 85 人としており、量の見込みを 16 人上回ります。

■３号認定（保育所・認定こども園）【１歳】

令和７年度の量の見込みは 132 人となっています。これに対する確保方策として、市全体での定員を 159 人としており、量の見込みを 27 人上回っています。

令和８年度には量の見込みが 130 人と減少しますが、確保方策を 159 人としており、量の見込みを 29 人上回ります。

■３号認定（保育所・認定こども園）【２歳】

令和７年度の量の見込みは 143 人となっています。これに対する確保方策として、市全体での定員を 209 人としており、量の見込みを 66 人上回っています。

令和８年度には量の見込みが 146 人と増加しますが、確保方策を 209 人としており、量の見込みを 63 人上回ります。

２　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本市では、学校教育と保育の一体的提供に対して、私立明徳やちまたこども園 1 園のみでしたが、令和３年度に私立八街泉幼稚園が認定こども園に移行したことより、２園の体制が確保できました。第３期計画期間中においても、利用動向や地域のニーズ等に鑑み、学校教育・保育の一体的提供を推進します。

３　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本市では、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行い、実施していきます。

４　幼児教育・保育等の質の確保及び向上

専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う幼児教育アドバイザーを活用してまいります。

５　外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、教育・保育施設等に対する支援策を検討します。

第４節　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

１　利用者支援事業

《事業の概要》

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等により地域連携を図る事業です。

〈八街市の現状〉

健康増進課、子育て支援課、地域子育て支援センターなどにおいて必要な情報提供や相談を行っています。

〈目標事業量〉

（か所）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

・既存施設において利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の提供、相談できる体制を整備します。

・令和２年度より、市役所内に子育て包括支援センターを設置し、保健師・助産師等を配置し、幼稚園や保育所、認定こども園等の利用をはじめ、子育て支援についての多様な情報提供や相談活動の拠点として位置付け、事業を推進します。

２　地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

保育所やこども園等の地域の身近な場所で乳幼児のいる子育て中の親子の交流の場や育児相談、子育てに関する情報提供などを実施し、子育ての孤立感や負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える取組みをする事業です。

・対象児童年齢…小学校就学前児童

〈八街市の現状〉

八街市では、市立実住保育園、私立生活クラブ風の村保育園八街、私立八街かいたく保育園、私立明徳やちまたこども園、私立八街泉こども園の５園に地域子育て支援センターを設置しています。また、すべての保育所でにこにこ広場を実施し、遊戯室と園庭を開放しています。子どもの遊び場、保護者の情報交換の場として活用できます。

〈目標事業量〉

（人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	9,041	9,017	8,837	8,633	8,429
②確保方策	9,041	9,017	8,837	8,633	8,429
②－①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

・ニーズ調査では、相談相手がいない状況が増加傾向にあるものの、フルタイムで就労する保護者が増えているため、利用人数は微減と見込み、現行体制を維持します。

3　妊婦健康診査

《事業の概要》

妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

〈八街市の現状〉

妊娠届出時に受診票 14 回分を交付し、医療機関において妊婦健康診査を行っています。

〈目標事業量〉

（人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	221	217	212	207	205
②確保方策	221	217	212	207	205
②－①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

・０歳児の推計人口を妊産婦数とみなし、妊産婦の 100％が妊婦健康診査を受けるものとして見込みます。

・量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

4　乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問）

《事業の概要》

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

〈八街市の現状〉

保健師・助産師・こんにちは赤ちゃん訪問員が家庭を訪問し、すべての新生児・乳児の養育に関する相談・指導、育児の悩み等の相談を行っています。

〈目標事業量〉

（人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	225	221	217	212	207
②確保方策	225	221	217	212	207
②－①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

・０歳児の推計人口を訪問する乳児家庭とみなし、乳児のいるすべての家庭の訪問を見込みます。

・量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

5　養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

《事業の概要》

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

〈八街市の現状〉

若年妊婦及び精神疾患を持つハイリスク妊婦への訪問や、こんにちは赤ちゃん訪問を通して支援の必要な対象者への指導・助言等を行っております。また、関係機関と連携を図りながら、早期発見・防止に努めています。

〈確保方策〉

・児童虐待に関する相談やこんにちは赤ちゃん訪問等により、児童の養育について積極的に支援することが必要とされる家庭に対し、要保護児童対策地域協議会を中心として組織的な支援体制の整備を図ります。

6　子育て短期支援事業

《事業の概要》

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが困難になった場合に、一時的に養育･保護する事業です。

〈八街市の現状〉

乳児院イーハトーブにおいて、生後６か月から３歳未満の乳幼児を対象に、７日間を限度に宿泊を伴う預かりに対応しています。

〈目標事業量〉

（人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	365	365	365	365	365
②－①	358	358	358	358	358

〈確保方策〉

・量の見込みは多くありませんが、緊急を伴う理由での利用の可能性も高いため、必要な場合はいつでも利用できる体制を確保します。

7　ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

《事業の概要》

乳幼児や小学生等を子育てしている保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

〈八街市の現状〉

八街市では、サービスを利用する「利用会員」への入会説明、サービスを提供する「提供会員」への講習会開催及び会員間のコーディネートを行っています。

〈目標事業量〉

（回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	488	480	474	452	442
②確保方策	488	480	474	452	442
②－①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

・事業の周知に向けた取組みを行い、「提供会員」の確保により、安定的なサービス提供が継続できるよう事業を推進します。

8　一時預かり事業

（１）幼稚園等での預かり保育（在園児対象）

《事業の概要》

幼稚園等（認定こども園については１号認定）在園児を対象とし、通常の教育時間の前後等において一時預かり（預かり保育）をする事業です。

・対象児童年齢…３～５歳

〈八街市の現状〉

八街市では、私立幼稚園、私立認定こども園で預かり保育を実施しています。

〈目標事業量〉

（人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（１号認定）	899	825	802	750	749
②確保方策	920	920	920	920	920
②－①	21	95	118	170	171

〈確保方策〉

・幼児教育無償化に伴い、利用希望が増加する可能性もありますが、幼稚園利用者が減少してきており、サービス提供は確保できます。

（２）幼稚園以外での一時預かり（在園児以外）

《事業の概要》

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所等において一時的に預かる事業です。

・対象児童年齢…０～５歳

〈八街市の現状〉

八街市では、保育所・幼稚園に入園していない児童を対象に、市立実住保育園、市立朝陽保育園、市立二州第一保育園、私立生活クラブ風の村保育園八街、私立八街かいたく保育園、私立明徳やちまたこども園で一時預かり事業を実施しています。

〈目標事業量〉

（人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2,987	2,846	2,777	2,650	2,619
②確保方策	4,996	4,996	4,996	4,996	4,996
②－①	2,009	2,150	2,219	2,346	2,377

〈確保方策〉

・保育園における一時預かり事業と認定こども園における一時預かり事業を合わせ確保します。

（人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市立実住保育園	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598
市立朝陽保育園	1,357	1,357	1,357	1,357	1,357
市立二州第一保育園	658	658	658	658	658
私立生活クラブ風の村保育園八街	445	445	445	445	445
私立八街かいたく保育園	588	588	588	588	588
私立明徳やちまたこども園	350	350	350	350	350
合計	4,996	4,996	4,996	4,996	4,996

９　延長保育事業

《事業の概要》

通常の利用日や利用時間以外に保育所や認定こども園等が在園児をお預かりする事業です。

・対象児童年齢…０～５歳

〈八街市の現状〉

八街市では、すべての保育所等で午前７時から午後７時まで（一部の保育所等で午前７時から午後８時まで）の保育を実施しております。

〈目標事業量〉

（人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2,470	2,354	2,296	2,192	2,166
②確保方策	2,470	2,354	2,296	2,192	2,166
②－①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

・利用実績に合わせた延長保育の提供に努めます。

10　病後児保育事業（病児保育事業）

《事業の概要》

児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育する事業です。

・対象児童年齢…生後６か月から小学校３年生までの児童

〈八街市の現状〉

乳児院イーハトーブ病後児保育室「キュア」において、月曜日～金曜日の午前８時 30 分から午後５時まで利用できます。

〈目標事業量〉

（人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	11	11	11	10	10
②確保方策	780	780	780	780	780
②－①	769	769	769	770	770

〈確保方策〉

・受け入れ人数として、児童３人×５日×52 週＝780 人日／年としました。

11　放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

《事業の概要》

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、学校の余裕教室などにおいて適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

〈八街市の現状〉

小学校区域ごとに 18 か所の児童クラブを設置し、実施しています。

児童クラブを利用する場合には、基本的には同じ小学校区域内の児童クラブへの入所になるため、入所希望者が多く待機児童が発生する児童クラブと定員に余裕のある児童クラブが混在しています。

児童クラブ一覧（令和６年５月１日現在）

	名称	定員（人）
1	第一実住児童クラブ	42
2	第二実住児童クラブ	41
3	第三実住児童クラブ	41
4	第四実住児童クラブ	41
5	第一八街北児童クラブ	40
6	第二八街北児童クラブ	40
7	第一川上児童クラブ	40
8	第二川上児童クラブ	40
9	第一朝陽児童クラブ	45
10	第二朝陽児童クラブ	40
11	交進児童クラブ	45
12	二州児童クラブ	40
13	笹引児童クラブ	39
14	沖児童クラブ	25
15	第一八街東児童クラブ	39
16	第二八街東児童クラブ	39
17	第三八街東児童クラブ	39
18	第四八街東児童クラブ	39
合計		715

〈目標事業量〉

（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	１年生	144	139	121	132	107
	２年生	124	133	128	112	121
	３年生	105	95	102	98	85
	４年生	65	65	59	63	61
	５年生	24	22	22	20	21
	６年生	14	15	14	14	13
	合計	476	469	446	439	408
②確保方策		715	715	715	715	715
②－①		239	246	269	276	307

〈確保方策〉

小学校により待機児童の状況が異なるため、各校区に応じた確保を実施します。第２期計画期間において、児童クラブへの申請者が増えたため、市内の児童クラブの数及び利用定数を増加し、令和６年４月から市全体の定員が 715 人になりました。児童クラブによっては、時期的に利用希望が集中する状況もあるため、既存登録者の利用状況や利用希望者の家庭状況を把握し、待機児童のないよう調整を進めます。また、夏休み等の長期休暇時のみの利用希望者により定員を超えるような場合には、近隣小学校区域との調整を図り、待機児童がいないように努めます。

12　子育て世帯訪問支援事業

《事業の概要》

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。

〈八街市の現状〉

児童福祉法の改正を受けて、令和７年度から開始予定の新規事業になります。

〈目標事業量〉

（人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	28	27	26	25	24
②確保方策	28	27	26	25	24
②－①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

量の見込みに対応できる提供体制の確保に取り組みます。

13　児童育成支援拠点事業

《事業の概要》

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

〈八街市の現状〉

児童福祉法の改正を受けて、令和７年度から開始予定の新規事業になります。

〈目標事業量〉

（人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	39	38	36	35	34
②確保方策	39	38	36	35	34
②－①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

量の見込みに対応できる提供体制の確保に取り組みます。

14　親子関係形成支援事業

《事業の概要》

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

〈八街市の現状〉

児童福祉法の改正を受けて、令和７年度から開始予定の新規事業になります。

〈目標事業量〉

（人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

量の見込みに対応できる提供体制の確保に取り組みます。

15　妊婦等包括相談支援事業

《事業の概要》

妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付とともに本事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。本事業は、伴走型相談支援として、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

〈八街市の現状〉

母子健康手帳の交付や両親学級をはじめとする、様々な事業の際に面接や相談等により妊産婦の求める情報提供や支援を行っています。

また、医療機関の関連機関と連携しながら情報共有や協議を行い、妊産婦の心配や問題の早期解決に努めています。

〈確保方策〉

母子手帳の交付の際に実施している面接、両親学級や妊産婦向けの事業等を実施するとともに、医療機関等で気になる妊産婦の情報提供体制の構築等を行うことで問題の早期発見・解決に努めます。

16　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

《事業の概要》

令和８年度からの新規事業になります。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、生後６か月から３歳未満の児童を対象としています。アンケート調査により、利用が想定される件数を見込んでいます。対象施設の確保を含めサービス提供体制の確保に努めます。

〈八街市の現状〉

八街市では、保育所等に入園していない生後６か月から３歳未満の児童を対象に市内保育施設等で実施する予定です。

〈目標事業量〉

（人日／月）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	－	7	7	7	7
②確保方策	－	7	7	7	7
②－①	－	0	0	0	0

〈確保方策〉

余裕活用型を基本に一時預かり事業の中での実施や私立保育園等と連携し、確保に取り組みます。

17　産後ケア事業

《事業の概要》

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体を行います。実施方法は、宿泊により休養の機会を提供する「宿泊型」、施設において日中、来所した利用者に実施する「日帰り型」、担当者が利用者の自宅に赴く「訪問型」があります。

対象施設の確保を含めサービス提供体制の確保に努めます。

〈八街市の現状〉

令和３年度より開始した本事業は、年々利用者数が倍増している状況です。

また、令和６年度より利用対象者が拡大したことから利用者の増加がより顕著になっています。

〈目標事業量〉

宿泊型

（人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保方策	20	20	20	20	20
②－①	0	0	0	0	0

〈目標事業量〉

日帰り型

（人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	90	90	90	90	90
②確保方策	90	90	90	90	90
②－①	0	0	0	0	0

〈目標事業量〉

訪問型

（人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	80	80	80	80	80
②確保方策	80	80	80	80	80
②－①	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

全国的に注目されている事業であるため、市民が利用した産科施設等より産後ケアが実施可能であるとの提案や、地域資源の発掘を行うことで実施可能施設の拡充に努めます。

18　実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業の概要》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

〈八街市の現状〉

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯収入 360 万円未満及び第３子以降の施設利用認定子どもに対し、施設等が徴収する副食材料費の助成を実施します。また、今後国の動向に応じ対象者に対して助成の検討を進めます。

19　多様な事業者の参入促進・能力活用事業

《事業の概要》

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

〈八街市の現状〉

国や県、近隣市町村の動向によって実施の検討をしていきます。

第５節　学童期における子どもの放課後の居場所づくり

本市では、放課後の子どもに対する施策として、基本方針２「子育て家庭と親の育ちを支えるまち」の基本目標①子育ての支援、基本施策「児童の健全育成」に基づき、「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実」、「校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備」、「放課後子ども教室の整備」、「教育委員会と首長部局の連携の推進」、「児童クラブ指導員の資質の向上」、「子どもたちが安全に安心して過ごせる場づくりの推進」に取り組んでいます。今後、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、国が示す「放課後児童対策パッケージ」で示された各項目に対し、以下のように推進していきます。

１　事業目標について

「放課後児童対策パッケージ」における事業目標は下記のとおりです。

	事業内容	事業目標
1	校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備	積極的に増設し、互いに連携して児童が様々な体験学習ができるよう努めます。
2	放課後子ども教室の整備	積極的な増設整備に努めます。

２　放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する方策について

「放課後児童対策パッケージ」では、放課後児童クラブの役割として、「単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。」とされています。これに示されるような、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の円滑な推進に向けて、以下のような方策のもと、各種取組みを推進していきます。

	項目	実施内容
1	校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策	児童クラブの支援員と子ども教室の支援員が定期的に情報交換を行い、児童の状況等を共有します。すべての子どもが放課後を安全に過ごすことのできる環境を整えるため運営委員会を設置します。また、校内交流型プログラムを実施する場合には、安全に児童が移動できるよう、放課後児童支援員、ボランティア等を配置します。
2	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	教育委員会と福祉部局の間で協議し、学校施設の利用を促進します。
3	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と福祉部局は放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組みます。
4	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	放課後子ども教室開始前に保護者の相談に応じる時間を設けるなど、子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう努めます。
5	地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み	各放課後児童クラブの実情に応じた開所時間の延長に向けた検討・調整を進めます。
6	放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	研修や個別の指導及び先進事例の検討等を通じて、支援員や運営主体の資質向上を図ります。
7	放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等	放課後児童クラブの育成支援の内容を自治会や子ども会と連携し、継続的に利用者や地域住民に周知していくための取組みを行います。

3　児童館の整備について

本市では、放課後の子どもに対する施策として、放課後児童クラブと放課後子ども教室だけでなく、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童館を令和２年度に整備をしました。児童館では、子どもの成長支援等を行う児童厚生員を配置し、本市の豊かな自然を生かしながら、多くの人々との交流や様々な創作活動等を通して、子どもが安心して過ごせる居場所となるように努めます。

基本方針

1　子ども自身の育ちを支えるまち

2　子育て家庭と親の育ちを支えるまち

3　子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち

基本方針１　子ども自身の育ちを支えるまち

１．質の高い教育・保育の総合的な提供

幼児期の学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育や保育の安定的な提供に努めます。

（１）教育・保育施設の充実

既存の教育・保育施設を最大限活用しながら、多様な教育・保育ニーズに対応するための基盤を確保し、待機児童の解消を図るため、地域性を踏まえながら、認定こども園や地域型保育事業等の保育施設の充実を図ります。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
1	**認定こども園の充実**	すべての子どもに教育及び保育の総合的な提供を行う認定こども園の教育・保育の質の充実に努めます。職員の研修機会の確保や、保育環境の整備を支援します。	子育て支援課
2	**地域型保育事業の充実**	３歳未満児を少人数で受け入れる小規模保育事業や家庭的保育事業を行うことで、きめ細かく対応できる保育の充実に努めます。	子育て支援課

（２）保育サービスの充実

女性の就労率は今後ますます高まることが予想されることから、仕事と子育てが両立できるよう、利用者のニーズに即した多様な保育サービスの充実に努めます。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
3	**教育・保育施設の整備**	施設の計画的な整備を行うとともに、施設の安全性を確保し、保育サービスの充実に努めます。	子育て支援課 教育総務課
4	**通常保育事業の充実**	現状の受け入れ体制を維持しながら、適正な入所に努めるとともに、通常保育サービスの充実を図り保育の質を向上すべく保育士等の確保を進めます。	子育て支援課 （保育所） 総務課
5	**延長保育事業の充実**	現状の延長時間を維持しながら、ニーズに対応した延長保育サービスに努めます。	子育て支援課 （保育所）
6	**休日保育事業の充実**	休日保育サービスの充実と利用促進に努めます。	子育て支援課 （保育所）

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
7	**障がい児保育の充実**	加配職員の整備をし、障がい児の受け入れを進めるとともに、心理相談員や言語聴覚士の生活指導を通して、個々の障がいに応じたきめ細かな保育サービスの充実に努めます。	子育て支援課（保育所）
8	**一時預かり事業の充実**	未就園児の保護者のパート就業や急病、育児疲れなどにより利用できる一時預かり事業については、利用者の増加に対応できるよう、受け入れ体制の充実に努めます。	子育て支援課（保育所）
9	**保育士等の資質向上**	各種研修などを通じて保育士等の資質向上に努めます。	子育て支援課（保育所）
10	**待機児童の解消**	通常保育事業の充実や一時預かり事業の充実・施設整備などにより、待機児童の解消を図ります。	子育て支援課（保育所）

（３）乳児等通園支援事業の実施

新たに制度化された乳児等通園支援事業の円滑な事業の立ち上げと、ニーズに応じた事業量及びサービスの質の確保に向けた体制整備を図ります。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
11	**乳児等通園支援事業の実施**	各教育・保育施設と連携しながら、こども誰でも通園制度を実施します。令和８年度の本格実施に向け、条例等の改正・制定、実施事業所の認可・確認手続を進めます。	子育て支援課

２．子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、人生を拓く「確かな学力」、思いやりのある「豊かな心」、活力にあふれる「健やかな体」を育み、発達の段階に応じた「キャリア教育」、「地域とともに歩む学校づくり」を推進します。

（１）「生きる力」を育む教育の推進

次代を担う子どもたちが自ら学び、思考し、表現する力を身につけ、豊かな人間性や社会性を育んでいけるよう教育を推進します。

また、運動に親しみ、健康で安全な生活を実践する能力を育んでいきます。さらに、言語活動と体験活動の充実を図るとともに、地域とともに歩む学校づくりを推進します。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
12	確かな学力の向上	ＩＣＴ機器を活用し、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導方法の工夫や学習アプリの利用、また、ゲストティーチャーの活用を推進し、確かな学力の向上を図ります。	学校教育課
13	豊かな心の育成	道徳教育の推進や地域と学校との連携による奉仕・体験活動により、豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
14	教育相談の充実	いじめや不登校等のさまざまな問題に対応するため、スクールカウンセラーの活用や教職員の教育相談研修を充実します。 不登校の児童生徒が、落ち着いて過ごすことができる校内教育支援教室と教育支援センターの充実を図ります。	学校教育課
15	体育・健康教育の充実	体育・健康に関する指導を効果的に推進し、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、自らの健康を適切に管理できる能力を育成します。	学校教育課
16	信頼と特色ある学校づくり	児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、安全教育や防犯・防災教育の推進、教育支援センター機能の充実に取組み、信頼と特色のある学校づくりを推進します。	学校教育課
17	体験学習などの教育内容の充実	自然体験活動、環境教育、福祉教育等の地域に根ざした体験学習の充実に努めます。	学校教育課

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
18	**国際化に対応した教育の充実**	各小中学校への英語指導助手の派遣事業により、英語能力の向上と実際に外国人とふれ合うことで外国の言葉や文化、日常生活に対する興味や関心を高め、豊かな国際感覚と国際協調の育成に努めます。	学校教育課
19	**学校施設の整備**	学校教育や教育環境の向上のため、学校施設・設備の改修・整備を推進します。	教育総務課
20	**幼児教育（保育）の充実**	集団生活の中で、豊かな人間性を持った子どもの育成ができるよう、幼稚園・保育所・こども園の保育内容を充実していくとともに、就学前児童を教育・保育する施設として、幼稚園・保育所・こども園の教育機能の向上を図ります。 また、図書館司書やボランティアなどを活用し、おはなし会などを実施します。	子育て支援課 （保育所） 学校教育課 （幼稚園） 図書館
21	**幼・保・小・中・高等学校連携教育の推進**	豊かな心を育む教育の推進のため、幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・高等学校の教育、保育内容等についての交流・連携を推進し八街市を支える人材づくりに努めます。	子育て支援課 （保育所） 学校教育課 （学校） （幼稚園）
22	**特別支援教育の充実**	特別支援学級の整備・充実を進め、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努め、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進を図ります。	学校教育課

（２）家庭や地域の教育力の向上

家庭の教育力向上を目的に、家庭教育講演会や家庭教育学級などを通して、子育てに必要な学習機会や情報の提供に努めます。また、地域全体で子どもを育てるという視点から、さまざまな体験活動の場や交流機会への取組みを支援します。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
23	**家庭教育の学習機会と情報の提供**	家庭教育学級などを通じて、子育てに関する知識や技術を身に付ける学習を推進し、子どもを取り巻く社会状況等への理解を深めるとともに、親同士の交流を図ります。 また、家庭教育に関する情報提供を充実し、意識の高揚を図ります。	社会教育課

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
24	**育て八街っ子事業の充実**	児童生徒一人ひとりの夢や希望を育む教育のあり方について、各学校・家庭・地域が相互に連携し、総合的な教育実践事業を推進します。	学校教育課
25	**地域活動への子どもの参加促進**	地域での行事、スポーツ活動など、さまざまな地域活動を通じて異年齢児との交流や世代間の交流を実現し、人との関わりを積極的に推進します。 また、関係団体との連携を強化し、活動の活性化を図ります。	社会教育課 スポーツ振興課

（３）次代の親の育成

男女共同意識の普及定着を図るとともに、将来、親となるために必要な母性や父性への理解や命の大切さなどについての学校教育を推進します。

また、子どもを生み育てることや命の大切さを理解することができるよう、直接、乳幼児とふれあい、交流する取組みを推進します。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
26	**乳幼児とふれあう場づくりの推進**	幼稚園・保育所において、中学生の家庭科授業や高校生の職場体験の受け入れを拡大し、中高生が直接乳幼児とふれあい交流する場づくりを推進します。	子育て支援課 （保育所） 学校教育課 （幼稚園）

基本方針２　子育て家庭と親の育ちを支えるまち

１．子育ての支援

子育ての基本は家庭にあります。しかし、少子化や核家族化が進み、家庭における子育て機能が変化していくなかで、未来の社会を支える子どもたちの健全な育成は、社会全体で支援していく必要があります。こうしたことから、行政だけではなく、市民、ボランティア団体などあらゆる団体や個人が地域活動の担い手となり、それらが連携し合う仕組みづくりに努めます。

また、すべての子育て家庭に対して、子育てに関する的確な情報や交流の場の提供を図るとともに、子育てをしている親が安心して働くことができるよう、保育サービス等の充実に努めます。

（１）子育て支援サービスの充実

地域子育て支援センターを中心に、子育てをしているすべての親が気軽に集い、相談などができる場を増やすとともに、高齢者と子どもなど、世代間の交流機会の充実を図ります。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
27	**地域子育て支援センター事業の充実**	市内５園の保育園・認定こども園内に併設されている地域子育て支援センターが、多くの市民に利用されるよう事業を周知します。また、児童館や各種団体と連携し、様々なプログラムを用意することで、気軽に利用できる支援センターを目指します。	子育て支援課（各保育所内地域子育て支援センター）
28	**保育所・幼稚園での子育て支援**	保育所におけるにこにこ広場や相談事業の充実と保育所・幼稚園の園庭開放事業により、子育て支援の活動を推進します。また、ボランティアの受け入れを増やす体制を整え、地域の人材等を積極的に活用するとともに、各関係機関との共通理解を深め、より一層の育児不安解消と仲間づくりを進めます。	子育て支援課（保育所） 学校教育課（幼稚園）
29	**地域子育て支援拠点の整備**	子育て中の親子が気軽に集い、友だちづくりや交流、相談しあえる場としての拠点の整備を図ります。	子育て支援課（地域子育て支援センター）

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
30	**世代間ふれあい交流事業の充実**	園児と地域の高齢者が交流できるような行事を充実させるとともに、小・中学生等の子どもたちとも交流できるよう推進します。	子育て支援課 （保育所） 学校教育課 （幼稚園） 高齢者福祉課
31	**みんなでチャレンジ事業の充実**	親子で楽しみながら、スポーツ、制作、料理等にチャレンジし、体験活動を通じて親と子や、地域の人たちとのふれあいを推進します。	中央公民館
32	**図書館での子育て支援**	「おはなしコーナー」に乳幼児向けの絵本と、育児書や子育て支援事業情報誌を配置することで、くつろいで絵本を楽しむスペースと、育児に関する情報を提供します。	図書館
33	**乳幼児期からの読書支援**	０～３歳向けの親子を対象に「おひざでだっこのおはなし会」を開催し、親子で一緒にわらべうたと絵本の読み聞かせを楽しむことによって、親子のふれあいや、絵本との出会いを助けます。また４歳～小学生を対象に「おはなし会」を開催し、昔話や物語の語りと絵本の読み聞かせをすることで、本への興味を高め、読書習慣が身につくよう支援します。	図書館
34	**「はいはいよちよちおはなし会」の推進**	10 か月児栄養・歯科相談に参加した赤ちゃんと保護者の方に、わらべうたや絵本の読み聞かせ、幼児向けブックリストの配布など、赤ちゃんと楽しい時間を持ち、親子の絆を深めてもらう事業を推進します。また子育て支援センターや児童館「ひまわりの家」などでのおはなし会を行います。	子育て支援課 図書館 健康増進課
35	**ファミリー・サポート・センター事業の充実**	乳幼児や小学生等を子育てしている保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関するコーディネートを行い、事業の充実を図ります。	子育て支援課

（２）子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
36	**地域における相談体制の充実**	民生委員児童委員との協力体制の強化を図り、児童相談所、学校等との連携のもと、地域における相談や支援活動の充実に努めます。	子育て支援課
37	**地域に開かれた幼稚園・保育所の利用の促進**	幼稚園・保育所を地域に開かれたものとし、子育て支援の場としての利用拡大に努めるとともに、関係機関との連携に努めます。	子育て支援課 （保育所） 学校教育課 （幼稚園）
38	**社会福祉協議会との連携**	親子が気軽に集える憩いの場において、ボランティア団体と連携し、子育て支援を推進します。	子育て支援課 社会福祉協議会
39	**地域における子育て支援の実施**	地区社会福祉協議会が、地区の公民館などで様々な遊びを通じて、子どもや母親などの交流を広げる場として子育てサロンを開催しています。	社会福祉協議会

（３）子育て情報の提供と相談の場づくり

子育て家庭に対して、子育て支援サービスに関する的確な情報を提供するとともに、育児についての悩みや不安を少しでも減らせるよう気軽に相談ができる体制の充実に努めます。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
40	**乳幼児の健康相談事業の推進**	子どもの成長発達・育児に関する相談に応じ、乳幼児期の不安軽減、健康増進を図ります。 乳児相談・すくすく相談・離乳食相談等	健康増進課
41	**家庭児童相談室の充実**	子どもや家庭に関わる相談に対応して、訪問・指導等を行う家庭児童相談室の充実に努めます。	子育て支援課
42	**教育相談等の充実**	スクールソーシャルワーカーや学校教育相談員等が、不登校・いじめ等のさまざまな問題の相談に応じ、児童生徒・保護者が悩みを抱え込まないよう支援の充実を図ります。	学校教育課
43	**ひとり親家庭等への相談体制の充実**	ひとり親家庭の子どもたちが健やかに過ごせるよう、ひとり親家庭の親への相談や支援活動の充実を図ります。	子育て支援課
44	**子育て情報の提供**	広報やちまたや市ホームページのほか、関係機関等を通じて、子育て情報の提供に努めるとともに、相談窓口の啓発を図ります。	子育て支援課

（４）児童の健全育成

児童が地域のなかで自由に遊び、安全に過ごすことのできる居場所づくりや、社会性を身に付け、生きる力を創出する交流・体験事業を推進します。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
45	**放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実**	令和 10 年度までに、全小学校区に設置されている児童クラブの 90％を学校校舎内で実施することを目指します。	子育て支援課
46	**校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備**	学校内及び学校隣接の校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の積極的な増設整備を目指します。	子育て支援課 社会教育課
47	**放課後子ども教室の整備**	全小学校区に放課後子ども教室を整備することを目指します。	社会教育課

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
48	**教育委員会と首長部局の連携の推進**	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関し、共通プログラムの企画段階から、定期的な打合わせの場を設けます。 また、小学校の余裕教室等の活用に関しては、教育委員会と首長部局が円滑に事務を進めるための協議を行います。	子育て支援課 社会教育課
49	**児童クラブ支援員の資質の向上**	支援員の資質向上のため、情報交換や研修会等への参加を推進し、子どもの心身の健全な育成を図ります。	子育て支援課
50	**子どもたちが安全に安心して過ごせる場づくりの推進**	放課後子ども教室などを各地域で実施できるように、コーディネーターやボランティアの養成を支援します。	社会教育課
51	**学習機会や情報の提供**	小学３～６年生を対象に、子ども科学講座を開催し、科学（科学書）についての興味や関心を持たせ、読書活動を推進します。また、放課後児童クラブに対し図書の団体貸出を行います。	図書館 子育て支援課
52	**児童館の整備**	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、児童館の多目的広場の整備や施設内の設備の整備を行います。	子育て支援課

（５）経済的負担の軽減

子育てに関するニーズ調査結果では、子育てに関して経済的負担が大きいと感じている親が多くみられることから、子育てにかかる経済的負担を少しでも減らせるよう、経済的な支援の充実に努めます。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
53	**各種手当等の周知**	広報やちまたや市ホームページ等を通じて、各種手当の支給、子ども医療費助成等の諸制度の周知を図ります。	子育て支援課 健康増進課
54	**子育てのための施設等利用給付の実施**	教育・保育給付の対象外である幼稚園（新制度未移行幼稚園）、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等の利用に係る利用者負担額に対する給付を行います。利用に際する認定（保育の必要性の認定）も実施します。	子育て支援課

２．母子保健の充実

すべての子どもの健やかな成長や健康を支援するため、母子保健施策を充実させ、安心して子どもを生み、ゆとりを持って子育てができる家庭や地域の環境づくりを推進します。

食習慣の乱れが子どもの心と身体の健康問題に大きく関係していることから、健康を基本とした豊かな食生活を営むことができるよう、食育を推進し、思春期を迎える次世代の健康を保つため、学校保健と連携しながら、発達段階に応じた学習、指導、相談の充実に努めます。

（１）相談体制の充実

妊産婦にとって、不安や心身の状態の変化が大きい妊娠・出産期から乳幼児期における、切れ目のない支援・相談体制を構築します。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
55	**妊娠期からの切れ目ない支援・相談体制の充実**	令和２年度に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援・相談体制を構築しています。 また、産前・産後に利用できるサービス等の情報提供を行うことで、安心して子育てができるよう支援するとともに関係機関と連携して養育者の育児不安の解消や、子どもの健やかな成長につなげます。	健康増進課

（２）妊婦等包括相談・産後ケアの推進

心身だけでなく、生活面でも不安の大きい妊産婦に対し、第３期計画期間中に妊婦等包括相談支援事業及び産後ケア事業の整備を図ります。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
56	**包括相談・支援の充実と産後ケア事業の推進**	妊娠・出産・育児について様々な相談に応じるとともに、各種事業による妊婦同士の交流の促進と妊産婦の孤立化の防止等、集団・個別支援の充実に努めます。 産後ケアを希望する母子に必要とするサービスを提供できるよう、対象施設の拡充や利用しやすい環境を整え産後ケア事業を推進します。	健康増進課

（３）妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産・乳幼児期における各種健康診査や予防接種、保健指導の充実を図るとともに、情報の提供や適切な助言を行うことにより、心理的な負担の軽減につながる相談・支援体制を確立します。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
57	**母子健康手帳の交付と妊婦への個別支援**	令和 2 年度に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築しています。母子健康手帳交付時に、保健師、助産師等の専門職による全ての妊婦への面接を行い母子保健サービス等の情報提供をするとともに、支援プランを作成し、ハイリスク妊婦への個別支援の充実に努めます。	健康増進課
58	**母親学級の充実**	妊娠・出産・育児について学び、妊娠中からの仲間づくりや父親と母親が協力しあって楽しく子育てに関われるように支援します。 また、妊婦同士の交流の促進と妊産婦の孤立化の防止に努め、育児不安の解消につなげます。 ママになろう！ハッピールーム	健康増進課
59	**母親の心身のケアおよび産後ケアの支援体制の充実**	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の充実に努めます。 産後ケア、ママのこころの相談室	健康増進課
60	**産婦・新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の充実**	産婦に対して必要な訪問指導を行い、疾病の予防や正しい知識の普及に努めます。 また、新生児に対して、発育・発達の確認や育児に対する助言を行うことで、養育者の育児不安の解消や、子どもの健やかな成長につなげます。	健康増進課
61	**乳児相談の充実**	子どもの発育・発達を確認するとともに、必要に応じて適切な支援につなげるよう充実を図ります。 また、適切な育児の周知のために、集団・個別での支援を行います。 4 か月乳児相談・10 か月乳児相談・すくすく相談	健康増進課

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
62	**乳幼児期の栄養・歯科指導の充実**	乳幼児の正しい食習慣やブラッシング方法を学ぶことで、育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな発育・発達につなげます。 また、月齢・発達に見合った食物の選択や調理法を指導するとともに、幼児期には、生活リズムと合わせた基礎的な食習慣を身につける必要性を伝え、家族全体での食生活の充実につなげます。 保育所・幼稚園を巡回し、歯と口の健康づくりについて理解し、身につけていけるように支援を行います。 子どもの「食」教室・ピカピカ教室	健康増進課
63	**幼児健康診査の充実**	子どもの発育・発達の確認をするとともに、疾病等の早期発見に努めます。 また、適切な育児の周知のために、集団・個別での支援を行うとともに、子どもの発達に応じ、専門相談や継続的な支援につなげます。 １歳６か月児健康診査・２歳児歯科健康診査・３歳児健康診査	健康増進課
64	**育児相談・療育指導の充実**	乳幼児の成長、発達の観察とそれらに応じた適切な相談･指導の充実に努めます。 あそびの教室・親子相談	健康増進課
65	**定期予防接種の推進**	Ｂ型肝炎・小児用肺炎球菌・５種混合ワクチン等の定期接種を安全かつ確実に実施できるよう対象者に周知し、未接種者への接種勧奨に努めます。	健康増進課

（４）食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図り、食を通じた豊かな人間形成や家族関係づくりにつながるよう、食育活動を推進します。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
66	**食育の推進**	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する行事や学習の機会や情報提供を行います。	農政課 健康増進課 学校教育課 子育て支援課

（５）思春期保健対策の充実

子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな母性、父性を育む教育を展開できるよう、関係機関が連携を図りながら、思春期における健康教育の実施や啓発・周知を図ります。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
67	**小中連携生命（性）の教育の推進**	学校教育において、発達段階に応じ、家庭・学校・地域が各々持っている力を連携し、生命の尊さを学び、自他の生命を大切にしようとする心を育て、望ましい人間関係を築くことができる児童・生徒の育成を目指します。	学校教育課 健康増進課
68	**喫煙や飲酒、薬物に関する教育の推進**	学校教育において、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止に対する教育を、学校ごとの全体計画に基づいて、専門有識者の協力を得ながら推進します。	学校教育課

基本方針３　子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち

１．要保護児童へのきめ細かな取組みの推進

児童虐待の予防や早期発見、早期対応を図ることを目指し、児童虐待への社会的関心を高めるため、市民に対する啓発活動を推進するとともに、子どもに関わる機関での相談体制や連携の強化を図ります。

また、増加しているひとり親家庭への支援を充実し、生活の安定と自立の促進に努めるとともに、家庭での養育が困難な子どもに対して、児童相談所やその他の関係機関が連携して養育を支援する社会的養育体制の整備を進めます。

さらに、保育所や幼稚園、学校での障がい児の受け入れを推進し、様々な障がい特性に応じたきめ細かな対応ができるよう、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

（１）児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与える子どもに対する最も重大な人権侵害です。

虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、要保護児童等対策地域協議会を中心とした関係機関との連携によるネットワークづくりの推進を図ります。また、こども家庭センターの設置を目指し、児童虐待防止の強化を図ります。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
69	児童虐待防止に関する啓発	児童虐待への社会的関心を高めるとともに、地域において子どもの様子に気を配ることができるよう、児童虐待防止に関する啓発と相談・連絡窓口の周知を図ります。	子育て支援課
70	相談活動の充実	乳幼児健診時における育児相談や子育て支援センターの相談事業、家庭児童相談室への相談などを通じて、育児負担解消のための積極的な取組みを推進します。また、関係者向け研修を行い、その資質向上を図ります。	子育て支援課
71	要保護児童対策地域協議会活動の充実	要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、児童相談所・警察・保健所・社会福祉協議会・医師会・民生委員児童委員協議会及び市役所関係各部署等の関係機関で情報を共有し、連携を図りながら、虐待の早期発見・防止に努めます。	子育て支援課

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
72	**こども家庭センターの設置**	母子保健と児童福祉の両面から、より包括的で継続的な支援ができるよう、こども家庭センターの設置を目指します。また、相談支援体制、関連機関連携体制の構築により、速やかな対応と一貫したサポートを実施し、児童虐待の防止に努めます。	子育て支援課 健康増進課

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親の家庭は、子育てをするうえで経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの課題を抱えています。ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、相談体制の充実、経済的な支援を図ります。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
73	**相談体制の充実**	自立に必要な情報提供や、ひとり親家庭の親に対する職業能力の向上、求職活動の支援の充実に努めます。	子育て支援課
74	**経済的支援の充実**	高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

（３）障がい児施策の充実

妊婦や乳幼児期の健診の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見に努め、保健・医療・福祉・教育関係機関が連携を図りながら、一貫した療育指導や相談体制の充実に努めます。また、保育所、幼稚園、学校での支援体制の充実に努めます。さらに、自閉症や学習障がいといった発達障がいへの意識啓発に努めます。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
75	**一貫した療育体制の確保**	障がいのある又はあると思われる子どもに対する連続した支援体制の維持、拡充を推進し、一貫した療育体制の確保に努めます。 また、成長の記録や相談機関、学校等における支援などをひとつのファイルにまとめたライフサポートファイルを活用し、児童の発達を支援します。	簡易マザーズホーム つくし園 障がい福祉課 学校教育課障 健康増進課
76	**関係機関の連携強化**	児童相談所、医療機関、近隣市町村等の広域的連携を強化し、子どもの成長にあった指導・訓練が円滑に進められるよう努めます。	関係各課

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
77	幼稚園の充実	特別支援教育コーディネーターの役割を担う教員を配置し、組織的に教育を推進します。 また、個別の指導計画、教育支援計画の作成により、計画的な体制整備に努めます。	学校教育課
78	保育所の充実	障がいや子どもの発達に応じた保育を行うため、関係機関との連携を図るとともに、加配保育士の配置や保育士の研修に努めます。また、心理相談員や言語聴覚士による巡回指導に努めます。	子育て支援課
79	児童クラブの充実	障がいのある子どもからの児童クラブ利用希望がある場合、必要に応じて支援員を加配するとともに、施設設備について配慮するなど、可能な限り対応に努めます。	子育て支援課
80	放課後等デイサービスの充実	障がいのある又はあると思われる児童・生徒に放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、自立が促進できるよう努めます。	障がい福祉課
81	就学相談の充実	県立特別支援学校や市内小学校との連携を図り、適正な就学が行えるよう相談支援に努めるとともに、就学後においても、県立特別支援学校、各校の特別支援教育コーディネーター、教育支援アドバイザーからなる特別支援教育専門家チームによる相談支援を進めます。	学校教育課 （学校） 障がい福祉課
82	学校教育の充実	児童生徒への支援体制の強化を図るため、特別支援教育支援員の適正な配置を進めます。 また、特別支援教育コーディネーターを配置し、組織的に障がいのある子どもに対する教育支援を進めます。	学校教育課 （学校）
83	経済的負担の軽減	重度心身障害者（児）医療費助成や自立支援医療費についての情報提供を進め、医療費負担の軽減を図ることにより、健康の保持と生活の安定の確保に努めます。	障がい福祉課

（４）子どもの貧困対策の充実

ニーズ調査結果（就学前児童）では、子育てしやすいまちとなるために重要なこととして「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」の割合が 58.3%、「出産や医療にかかる費用の負担軽減」の割合が 48.8%となっており、子育て支援の充実で期待することとして「保育園や幼稚園に係る費用負担を軽減してほしい」の割合が 57.2%といずれも半数前後の割合となっており、子育て家庭における貧困問題への対策も求められています。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しない社会を実現していくため、必要な環境整備と関係機関との連携を促進していきます。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
84	**相談・支援体制の機能充実と連携強化**	支援が必要な家庭の早期発見と実態把握、個々の案件に応じた適切な支援を行うため、こども家庭センターの設置を目指し、子どもや家庭に関する相談窓口の機能強化・相談支援体制の充実を図り、親の妊娠・出産から子どもの社会的自立まで、切れ目なくケアできるよう、関係機関・各相談機関で連携を行い、支援において実効性のあるネットワークの確保に努めます。	子育て支援課 関係各課

（５）医療的ケア児等への支援体制の確立

児童本人のみならず、家族にとっても生活や心身の負担の大きい医療的ケア児等への支援について、日常の対応から緊急時の対応を含めた安心安全な支援体制の構築を図ります。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
85	**医療的ケア児等への支援体制の整備**	医療的ケアを必要とする児童等の状況を考慮した上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた必要な支援を円滑に受けることが出来るようニーズの把握に努め、保健、医療、福祉その他の各分野の支援を行う機関が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の整備に取り組みます。	障がい福祉課 子育て支援課 健康増進課

２．子育てと仕事の両立のための支援

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会においてもいきいきと暮らし、安心して子どもを生み育てられる社会をつくるためには、男女が共に家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、すべての市民が生活時間と仕事時間のバランスの取れた働き方の実現への支援を推進します。

（１）ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

子育てと仕事の両立を支援し、男女ともに充実した家庭生活を送ることができるよう意識啓発を図ります。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
86	**学校教育での意識の啓発**	「家庭科」で、家庭生活に関する基礎的な知識と理解を深めるとともに、必要な技術・実践的な態度を育てます。	学校教育課
87	**男女共同参画計画の推進**	八街市男女共同参画計画に基づき、すべての人が互いに人権を尊重し、平等な立場で、ともに参画できる社会を実現するため、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」に向けた取組みを推進します。	企画政策課

（２）多様な働き方への支援

仕事と生活の調和の実現については、地域の実情に応じ、多様な勤務形態の導入や人材の活用、業務の見直しによる仕事時間の縮減などの普及に努めます。

No.	事　業　名	事　業　概　要	担当課
88	**育児休業制度等の普及啓発**	情報提供を通して、子育てと仕事の両立に関する周知・啓発を図ります。	商工観光課
89	**女性の再就職の支援**	女性の再就職に関する相談機関の紹介や情報提供に努めます。	商工観光課

第５章　計画の推進体制

第１節　計画の推進体制

１　関連機関との連携

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民をはじめ、地域、学校、ＮＰＯ法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体等の協力が必要不可欠です。このため、市民他関係機関・団体等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

２　計画の達成状況の点検・評価

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、教育・保育関係者等から構成する「八街市子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。

当会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置付けられているため、計画策定後も当会議において、各施策の進捗状況を把握し、点検・評価を継続的に実施することにより、ＰＤＣＡサイクルに基づく進行管理を実施します。評価にあたっては、庁内関係部署による内部評価に加え、外部評価による公正な評価の仕組みを導入しています。

なお、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画を見直し、必要に応じて一部改定を行うこととします。

【PDCA サイクル】

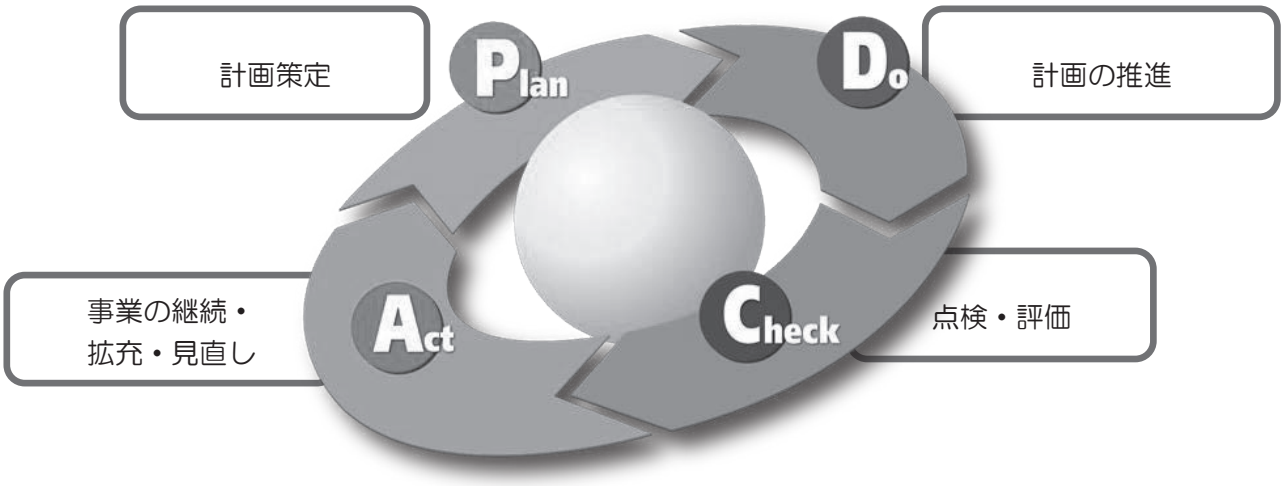

資料編

第１節　八街市子ども・子育て会議設置条例

（設置）

第１条　子どもの福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関として、八街市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７２条第１項に掲げる事務を処理すること。

(2)　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第３項の規定により児童福祉に関する審議会が調査審議する事項その他法令の規定により当該審議会の権限に属する事項

(3)　前２号に掲げるもののほか、子どもの福祉に関すること。

(4)　前各号に掲げる施策及び事務に関し、市長に意見を述べること。

（組織）

第３条　会議は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者

(2)　子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者

(3)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4)　法第６条第２項に規定する保護者をいう。

(5)　市民

３　市長は、前項第５号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

４　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　会議に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　会議の庶務は、健康子ども部子育て支援課において処理する。

（補則）

第７条　この条例に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則（平成２６年９月２７日条例第３０号）

この条例は、公布の日から施行する。

第２節　第３期八街市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

日程	主な内容
【令和６年度第１回】 令和６年９月３日 （書面協議）	【議題】 ・第３期八街市子ども・子育て支援事業計画の策定について
【令和６年度第２回】 令和６年 11 月７日	【議題】 ①会長・副会長の選任について ②第２期八街市子ども･子育て支援事業計画の実施状況報告について ③第３期八街市子ども･子育て支援事業計画の骨子案について
【令和６年度第３回】 令和６年 12 月 23 日	【議題】 ①第３期八街市子ども･子育て支援事業計画の素案について 【その他】 ①おやこサロン「ひまわり」の廃止について ②生活クラブ風の村保育園八街の定員変更について ③けやき保育園（小規模保育事業Ａ型）の保育所への施設整備について
令和７年１月 15 日～ 令和７年２月 17 日	パブリックコメント実施 ・第３期八街市子ども・子育て支援事業計画（案）
【令和６年度第４回】 令和７年３月 21 日 （書面協議）	【議題】 ・第３期八街市子ども・子育て支援事業計画の承認

第３節　子ども・子育て会議委員名簿

（敬称略；順不同）

番号	区　　分	氏　　名	所　　属	任　　期
1	学識経験を有する者	粟 飯 原　　雄 三	元市立中学校長	R5.12.1～R7.11.30
2		大　石　　忠　男	元市立小学校長	R5.12.1～R7.11.30
3	関係団体に属する者	岩　　間　　進	八街商工会議所 専務理事	R5.12.1～R7.11.30
4		狛　　義　和	社会福祉協議会	R5.12.1～R7.11.30
5		山　元　　恭　子	民生委員	R5.12.1～R7.11.30
6	子ども・子育て支援法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	石　川　　晶　子	私立生活クラブ風の村保育園八街園長	R5.12.1～R7.11.30
7		大　溝　　太　郎	私立八街泉こども園長	R5.12.1～R7.11.30
8		田 中　　美 奈 子	私立ひよこのお家園長	R5.12.1～R7.11.30
9		中 村　　八 重 子	私立八街文化幼稚園長	R5.12.1～R7.11.30
10		長 谷 川　　正 幸	八街市児童館ひわまりの家館長	R5.12.1～R7.11.30
11	子どもの保護者	金　子　　桃　子	私立保育園父母代表	R5.12.1～R7.11.30
12		中　村　　利　花	公立保育園父母代表	R5.12.1～R7.11.30
13		斑　目　　明　梨	公立幼稚園父母代表	R5.12.1～R7.11.30
14	市民	羽 生 田　　一 枝	市民（公募）	R5.12.1～R7.11.30
15		平　野　　文　代	市民（公募）	R5.12.1～R7.11.30

第４節　用語解説

用　　語	説　　明
ア行	
ＩＣＴ機器	情報処理・情報通信分野の関連技術の総称
医療的ケア児	ＮＩＣＵ（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童
ＮＰＯ法人	非営利団体。「Ｎｏｎ－Ｐｒｏｆｉｔ　Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎ」の略称
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。（文部科学省）
カ行	
教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園、事業所内保育事業所の総称
コーホート変化率法	あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。
子育てサロン	子育ての不安や悩みを持つ親同士が気軽に無理なく集い、子育ての相談・情報交換などを通じて子育てを楽しみ、仲間づくりを行う場所
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの（一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する）
高等職業訓練促進給付金	ひとり親の方が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度
こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設
こどもまんなか社会	こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会のこと。
サ行	
児童館	こどもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に整備した施設。
主任児童委員	児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組みを支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対し給付金を支給し、自立の促進を図る制度
スクールカウンセラー	児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う

用　　語	説　　明
スクールソーシャルワーカー	不登校、いじめ、虐待など、さまざまな問題に直面している児童・生徒たちの課題解決を図る専門職
タ行	
地域子ども・子育て支援事業	すべての子育て家庭を対象に、市町村が地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
ナ行	
認定こども園	幼稚園、保育所などのうち①、②の機能を備えるものは、都道府県知事（一定の場合においては都道府県の教育委員会）から「認定こども園」としての認定を受けることができる。 ① 教育及び保育を一体的に提供（保育を必要とするこどもにも、必要としないこどもにも対応） ② 地域における子育て支援（子育て相談や親子の集いの場の提供）の実施
ハ行	
ＰＤＣＡサイクル	「Ｐｌａｎ（計画）」「Ｄｏ（実行）」「Ｃｈｅｃｋ（調査）」「Ａｃｔｉｏｎ（改善）」、このプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る考え方
放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校などを活用し、緊急かつ計画的にこどもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末などにおける様々な体験活動や地域住民との交流活動などを支援する事業。文部科学省所管。
放課後等デイサービス	障がい児通所支援事業の１事業であり、学校に就学する障がいのある児童が対象。授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う
マ行	
民生委員児童委員	地域住民（こどもから高齢者まで）の困りごとや心配ごとを聴き、関係者や関係機関へつなぐ活動を行う
ヤ行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者
幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し適切な連携・協力を確保するための機関
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和

第3期八街市子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月
編集　八街市健康子ども部子育て支援課
発行　八街市
〒289-1192 千葉県八街市八街ほ 35-29
電話　043-443-1693
E-mail　kosodate@city.yachimata.lg.jp